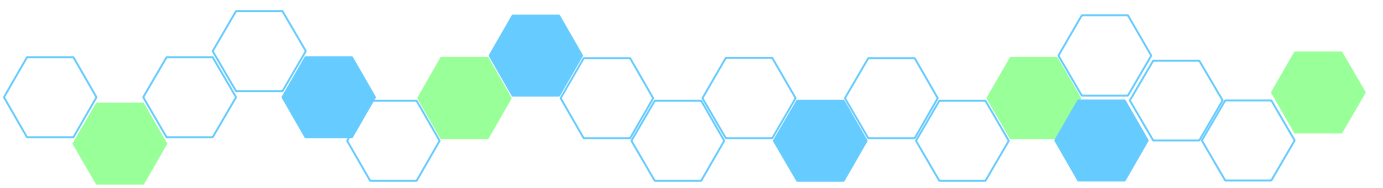


資料編



一 資 料 目 次 一

【1】	主な文化施設一覧	30
【2】	文化・スポーツに関するアンケート調査報告書（抜粋）	33
	Ⅰ 調査概要	33
	1. 調査目的	33
	2. 調査項目	33
	3. 調査設計及び回収結果	33
	4. 報告書の見方	33
	5. 調査結果の概要	34
	Ⅱ 調査結果	35
	Ⅱ-1 回答者の属性	35
	1. 回答者の年齢	35
	2. 回答者の性別	35
	Ⅱ-2 文化・スポーツ全般について	36
	1. 文化やスポーツへの親しみ意向	36
	2. 文化・スポーツに関する情報の入手手段	37
	Ⅱ-3 文化芸術活動について	40
	1. 文化芸術の体験や活動の重要度	40
	2. 過去1年間の文化芸術活動の状況	41
	(1) 過去1年間の文化芸術活動の頻度	41
	(2) 文化芸術活動を行っていない理由	43
	3. 文化芸術の創造活動の経験やきっかけ	46
	4. 今後、鑑賞または体験したい文化芸術活動	49
	5. 文化施設の利用頻度	52
	6. 市の文化施設に望むこと	61
	7. 市民会館を建て替える場合に求める機能	64
	8. 市の文化芸術に関する環境の満足度	67
	9. 子どもの文化芸術体験に重要なこと	71
	10. 高槻市において文化・芸術面で求める都市像	74
	11. 文化振興のために市が力を入れるべき施策	77
	Ⅱ-5 自由意見	80
【3】	文化芸術振興基本法	82
【4】	高槻市文化振興審議会規則	88
【5】	高槻市文化振興審議会委員名簿	89
【6】	高槻市文化振興審議会への諮問	90
【7】	高槻市文化振興審議会の答申	91
【8】	審議の経過	92
【9】	高槻市文化振興ビジョン検討委員会設置要綱	93

主な文化施設一覧

名称		開設年	概要
高槻現代劇場 (文化会館)	市民会館	昭和 39 年	文化の発展及び振興を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的として、大ホール(1564 人)、中ホール(602 人)、展示室、レセプションルーム(400 人)、各種集会室(10~250 人)等を備えています。市民の文化活動の拠点として、コンサート、各種会議、講演会、展示などに幅広く利用されています。また、同施設では、自主事業として舞台芸術を中心とした公演やワークショップなどを多数開催しています。
	文化ホール	平成 4 年	
生涯学習センター		平成 6 年	市民の生涯学習の振興に資することを目的として、市役所総合センター内に、多目的ホール(308 人)、展示ホール、リハーサル室、研修室、会議室、阪急高槻市駅「ミング・阪急高槻」内に展示館けやきを備えています。演奏会や小劇場などの舞台を使つての発表、講演会のほか、グループでの学習会、創作活動の作品展示など幅広く利用されています。また、同施設では、自主事業として、大学との提携講座やロビーコンサート等を開催しています。
クロスパル高槻 (総合市民交流センター)		平成 8 年	市民相互の交流、市民の諸活動の促進により、生活文化の向上に資することを目的としています。JR高槻駅前に位置し、各種行政機関のほか、イベントホール(150 人)、交流ギャラリー「はなみずき」、囲碁・将棋コーナー、軽音楽室、各種会議室(8~130 人)、調理室(食の工房)、工作室(創の工房)、窯場、保育室など多くの機能を有する総合的な施設です。同施設は、各種サークル活動等に多く利用されるほか、自主事業として、食や工芸に関する教室等を開催しています。
歴史民俗資料館		昭和 57 年	江戸時代の中ごろに城下町の紺屋町に建てられていた商家を移築・保存した施設です(市指定有形文化財)。現在は、しろあと歴史館の分館として、ふるさとの生活を知る民具や農具などを展示しています。
しろあと歴史館		平成 15 年	文化財の収集や保存、調査を行い、収蔵品を広く一般に公開することで、市民の文化の向上を目的として、高槻城三の丸跡地を開館しています。江戸時代の高槻を中心に、年 4 回程度の特別展・企画展のほか、様々な歴史講座、講演会等を開催しています。

名称	開設年	概要
いましろ 大王の杜 今城塚古代歴史館	平成 23 年	「いましろ 大王の杜」は、古代の高槻の歴史や文化を体感できる施設です。古墳公園では、全国でも珍しい埴輪祭祀場に家、人物、動物などの形象埴輪群を再現しています。また、古代歴史館では、今城塚古墳を中心に古墳時代の高槻に関する展示のほか、歴史講座や体験学習、年 4 回程度の特別展や企画展を開催しています。
あくあぴあ芥川 (芥川緑地資料館)	平成 6 年	芥川に生息する魚類を大型ジオラマ水槽と、じっくり観察できる小型水槽で飼育展示している施設です。両生類や虫類などを展示しているほか、市内の鳥類やほ乳類のはく製、昆虫類の標本なども展示紹介しています。その他、企画展示や自然観察講座、自然工作教室などを行っています。
天神山図書館 (平成 25 年 3 月 31 日閉館)	昭和 43 年 (~平成 25 年)	高槻で最初の図書館として、天神山に開館しました天神山図書館は、平成 25 年 3 月 31 日に閉館となりましたが、引き続き、市内 23 ヶ所のステーションを巡回する移動図書館の基地館としての役割を果たしています。
小寺池図書館	昭和 63 年	阪急富田・JR 摂津富田の駅近く、小寺池のほとりにあり、一般開架室、児童開架室、CD・雑誌コーナーを備えています。また、映画会、おはなし会、人形劇や各種講座を開催し、目の不自由な人に対面朗読サービスや音訳サービスも行っています。
中央図書館	平成 6 年	市立図書館の中心館で、総合センターの 2・3 階にあります。2 階には一般書・児童書・雑誌・視聴覚資料を、3 階には参考図書・郷土資料・新聞の各コーナーおよび行政情報・データサービスなど情報検索コーナーを備えています。目の不自由な人に対面朗読を行っています。
ミューズ子ども分室	平成 22 年	関西大学高槻ミューズキャンパス内に開館し、絵本や児童図書を揃えた子ども向けの図書館です。貸出・返却・検索・予約など、他館と同様に利用できます。おはなし会やおたのしみ会など楽しい行事を行っています。
芝生図書館	平成 15 年	芝生町の市営バスの車庫前にあり、市民プール、老人福祉施設との複合施設となっています。館内は柱のない開放感のあるスペースで、一般書や CD、雑誌・新聞コーナーをはじめ、児童書コーナーや読書集会室、対面朗読室などを機能的に配置しています。

名称	開設年	概要
阿武山図書館	平成 16 年	阿武山地区にある公民館との複合施設です。館内は、書架の間や通路の幅を広くし、一般書、CD、雑誌・新聞、児童書、参考図書のコーナーやおはなし教室、対面朗読室を配置しています。一部吹き抜けで、壁は無くガラス張りとなっているので明るく、開放感があります。
服部図書館	平成 25 年	行政サービスコーナーを併設し、1・2 階とも南面に窓を大きくとった開放的な施設です。1 階は児童書・絵本が並ぶ子どもフロア、2 階は一般書、CD、雑誌・新聞などが並ぶ一般向けフロアです。また、市の図書館では初めて、中学・高校生向けのティーンズコーナーを設置しているほか、IT コーナーや情報検索コーナーを備えています。

名称	施設数	概要
公民館	13	市民が学習やコミュニティ活動を通して、生きがいや、明るいまちづくりを進めていくための社会教育施設です。集会室や和室、料理実習室などを備え、文化芸術をはじめ様々な活動の場として多くの市民に利用されています。また、各館では、多彩な講座や教室を開催しています。
コミュニティセンター	17	各種団体の活動拠点、生涯学習の場、また公的な避難所として位置づけられるコミュニティセンターは市内に 17 あり、地域の各種団体で組織された管理運営委員会によって運営されています。各センターは大集会室や会議室を備え、各種サークル活動やセンター主催の講座等に多くの市民が参加するなど、地域活動を推進するための重要な役割を担っています。

I 調査概要

1. 調査目的

本調査は、本市における文化やスポーツなど生涯学習分野について、今後の施策や施設のあり方を検討する際の参考資料として活かしていくことを目的に実施した。

2. 調査項目

- (1) 回答者の属性
- (2) 文化・スポーツ全般について
- (3) 文化芸術活動について
- (4) 運動やスポーツについて

3. 調査設計及び回収結果

- (1) 調査対象：市内にお住まいの20歳以上の男女個人
- (2) 調査方法：インターネット調査及び、郵送調査
※インターネット調査は有効回収数を1,100人以上とし、年代ごとによ
り、男女比はほぼ半数とする。
- (3) 有効回答者数：①インターネット調査：1,100人
②郵送調査：配布数100人／回答数42人（回答率42.0%）
- (4) 調査期間：①インターネット調査：平成25年3月22日～3月26日
②郵送調査：平成25年3月15日～3月28日

4. 報告書の見方

- (1) 図中のn（Number of case）は、設問に対する回答者数のことである。
- (2) 回答比率（%）は回答者数（n）を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示した。四捨五入の結果、内訳の合計が計に一致しないことがある。また、一人の対象者に複数の回答を求める設問では、回答比率（%）の計は100.0%を超える。
- (3) 図中に次のような表示がある場合は、複数回答を依頼した質問である。
 - ・ MA%（Multiple Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
 - ・ 2LA%（2 Limited Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものを2つ以内で選択する場合
 - ・ 3LA%（3 Limited Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合
- (4) 図表において、コンピュータの入力の都合上、回答選択肢の見出しを簡略化している場合がある。

5. 調査結果の概要

(1) 文化・スポーツ全般について

質問		上位回答	
問2	あなたは、日ごろから文化やスポーツに親しみたいと感じていますか。(回答は1つ)	「少し感じている」	50.1%
問3	あなたが文化・スポーツに関する情報を入手する主な手段は何ですか。(回答はいくつでも)	「インターネット」	63.1%

(2) 文化芸術活動について

質問		上位回答	
問4	あなたは文化芸術を体験することや活動を行うことについて、どう思いますか。(回答は1つ)	「ある程度大切である」	55.1%
問5	あなたは、過去1年間に、文化芸術の鑑賞(コンサート、展覧会、演劇、落語、映画等)等の文化芸術活動をどの程度しましたか。(回答は1つ)	「年に1~3回程度」	39.8%
問6	(問5で文化芸術活動をしていないと回答した人)文化芸術活動を行っていない理由は何ですか。(回答はいくつでも)	「仕事が忙しい」	29.7%
問7	あなたは、これまで、文化芸術の創造活動(絵画、陶芸、書道、写真、楽器演奏、合唱、演劇等)をしたことがありますか。ある方は、活動を行ったきっかけは何ですか。(回答は1つ)	「創造活動をしたことがない」 創造活動を行ったきっかけ 「講座、教室等への参加を通して」	53.2% 8.9%
問8	あなたが、今後、鑑賞してみたい、または体験してみたい文化芸術活動は何ですか。(回答はいくつでも)	「映画」	54.4%
問9	あなたは、ふだん次の文化施設をどの程度利用しますか。(それぞれ回答は1つずつ)	図書館 その他、市内の民間施設 高槻現代劇場 (%は年1回以上利用する割合)	63.8% 43.6% 42.7%
問10	本市の文化施設に、あなたが望むことは何ですか。(回答は3つまで)	「駅やバスの交通の便の良い立地であること」	41.7%
問11	今後市民会館を建て替えるとすれば、どのような機能があると良いと思われませんか。(回答はいくつでも)	「大ホール(1500席以上)」	37.8%
問12	本市の現在の文化芸術に関する環境について、どのように感じていますか。(回答は1つ)	鑑賞のための施設 文化芸術に関する情報提供 (%は「とても満足」と「まあ満足」を合わせた割合)	23.0% 13.6%
問13	あなたは、子どもの文化芸術体験には何が重要だと思いますか。(回答はいくつでも)	「音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する」	44.9%
問14	高槻市は、文化・芸術の面で、どのような都市になってほしいと思いますか。(回答はいくつでも)	「音楽・美術などの芸術が盛んな都市」	46.4%
問15	文化振興のために、高槻市では今後、どのような施策に力を入れるべきだと思いますか。(回答は3つまで)	「コンサートや展覧会など、鑑賞する文化事業を多く実施する」	36.7%

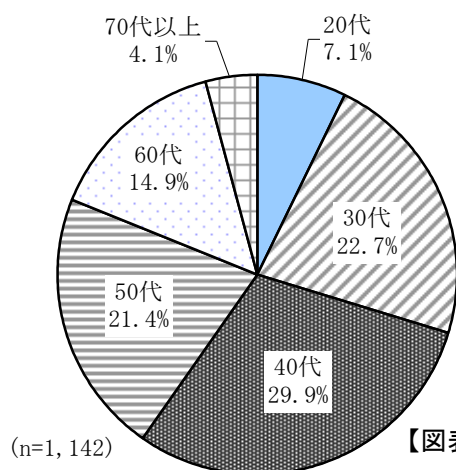
Ⅱ 調査結果

Ⅱ－1 回答者の属性

1. 回答者の年齢

あなたの年齢は。平成25年3月1日現在の満年齢でお答えください。

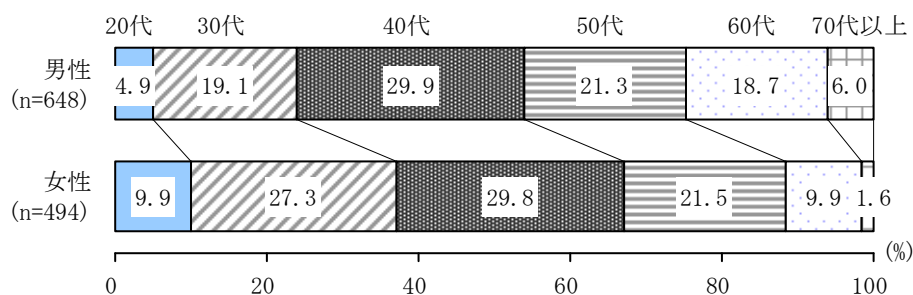
【図表1-1 年齢】



回答者の年齢は、「40代」が29.9%で最も多く、次いで「30代」が22.7%、「50代」が21.4%、「60代」が14.9%となっている。(図表1-1)

性別で見ると、男女とも「40代」が約3割を占めて最も多く、次いで、男性は「50代」(21.3%)、女性は「30代」(27.3%)となっている。(図表1-1-1)

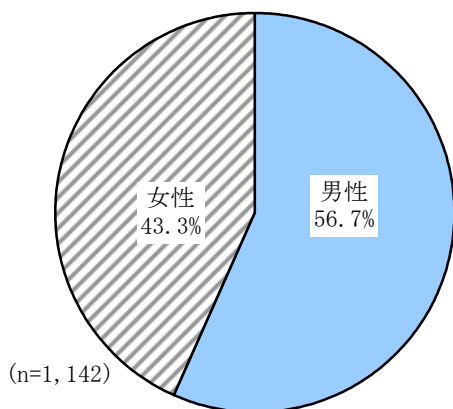
【図表1-1-1 性別 年齢】



2. 回答者の性別

あなたの性別は。

【図表1-2 性別】



回答者の性別は、「男性」が56.7%に対し、「女性」は43.3%となっている。(図表1-2)

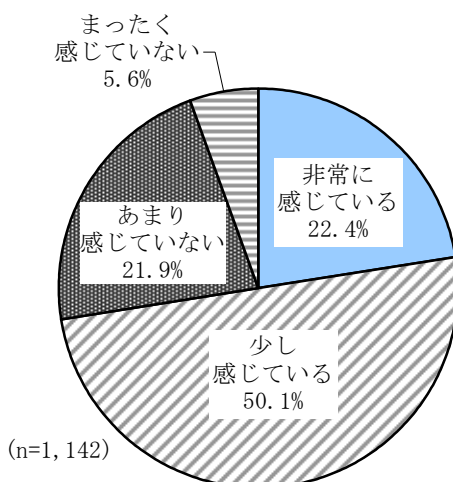
※問1の居住地についての回答結果は割愛します。

Ⅱ-2 文化・スポーツ全般について

1. 文化やスポーツへの親しみ意向

問2 あなたは、日ごろから文化やスポーツに親しみたいと感じていますか。(回答は1つ)

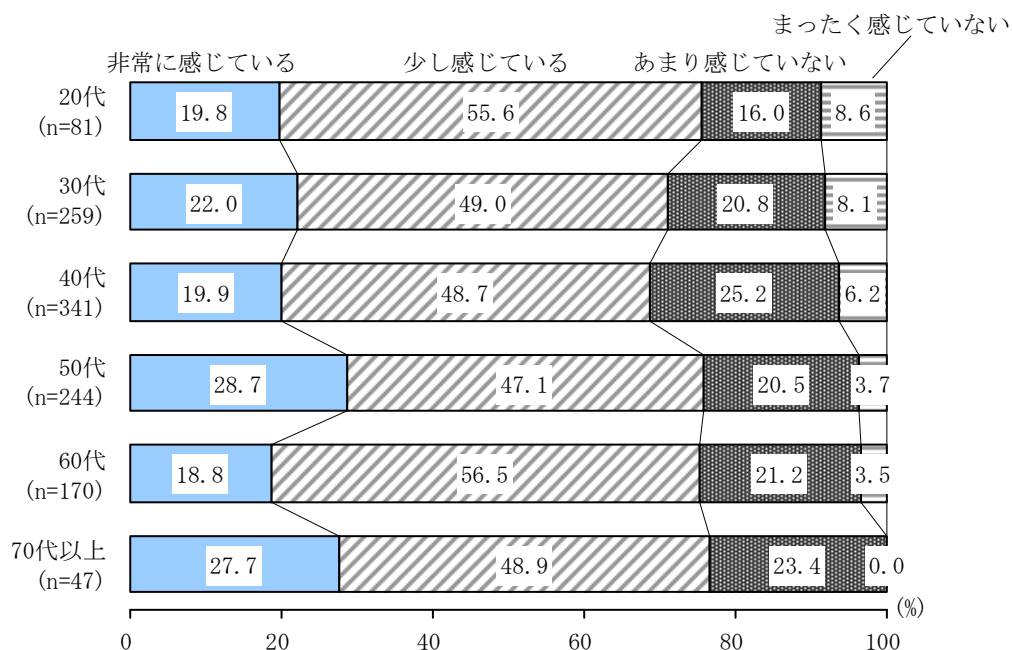
【図表2-1 文化やスポーツの親しみ意向】



文化やスポーツに親しみたいと「少し感じている」が50.1%で最も多く、「非常に感じている」(22.4%)と合わせた『感じている』は72.5%を占めている。これに対し、『感じていない』(「あまり感じていない」「まったく感じていない」の計)では27.5%となっている。(図表2-1)

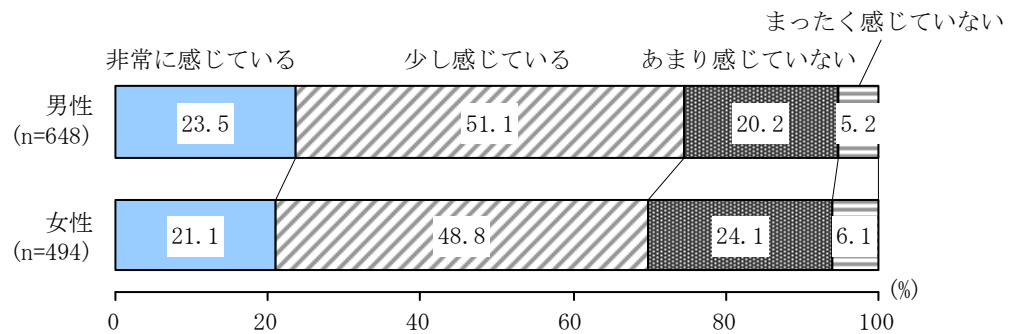
年齢別では、いずれの年代も『感じている』が7割前後を占め、特に20代及び、50代以上の各年代は75%を占めている。これに対し、30・40代の割合はやや低い。(図表2-1-1)

【図表2-1-1 年齢別 文化やスポーツの親しみ意向】



性別では、男女とも文化やスポーツに親しみたいと『感じている』割合が7割前後を占め、男性（74.6%）のほうが女性（69.9%）より4.7ポイント高くなっている。（図表2-1-2）

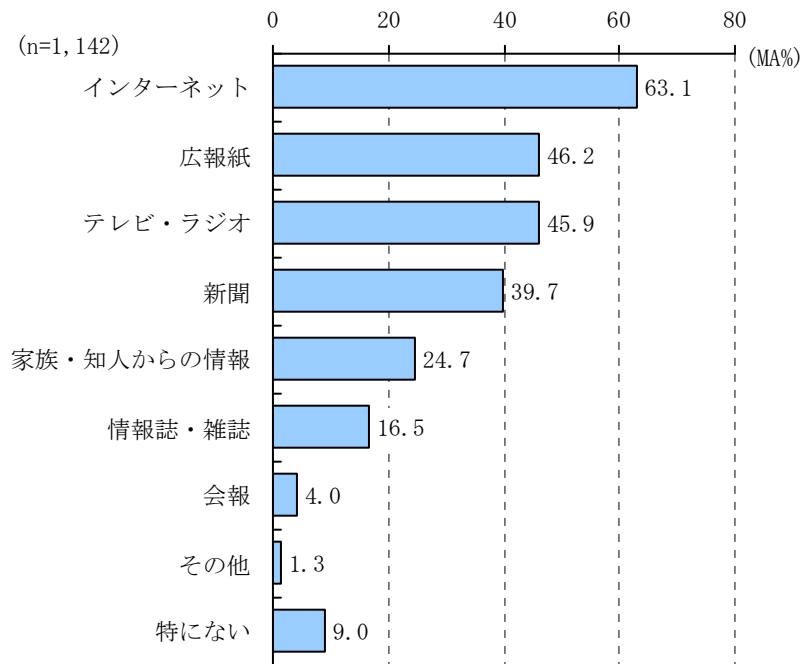
【図表2-1-2 性別 文化やスポーツの親しみ意向】



2. 文化・スポーツに関する情報の入手手段

問3 あなたが文化・スポーツに関する情報を入手する主な手段は何ですか。
（回答はいくつでも）

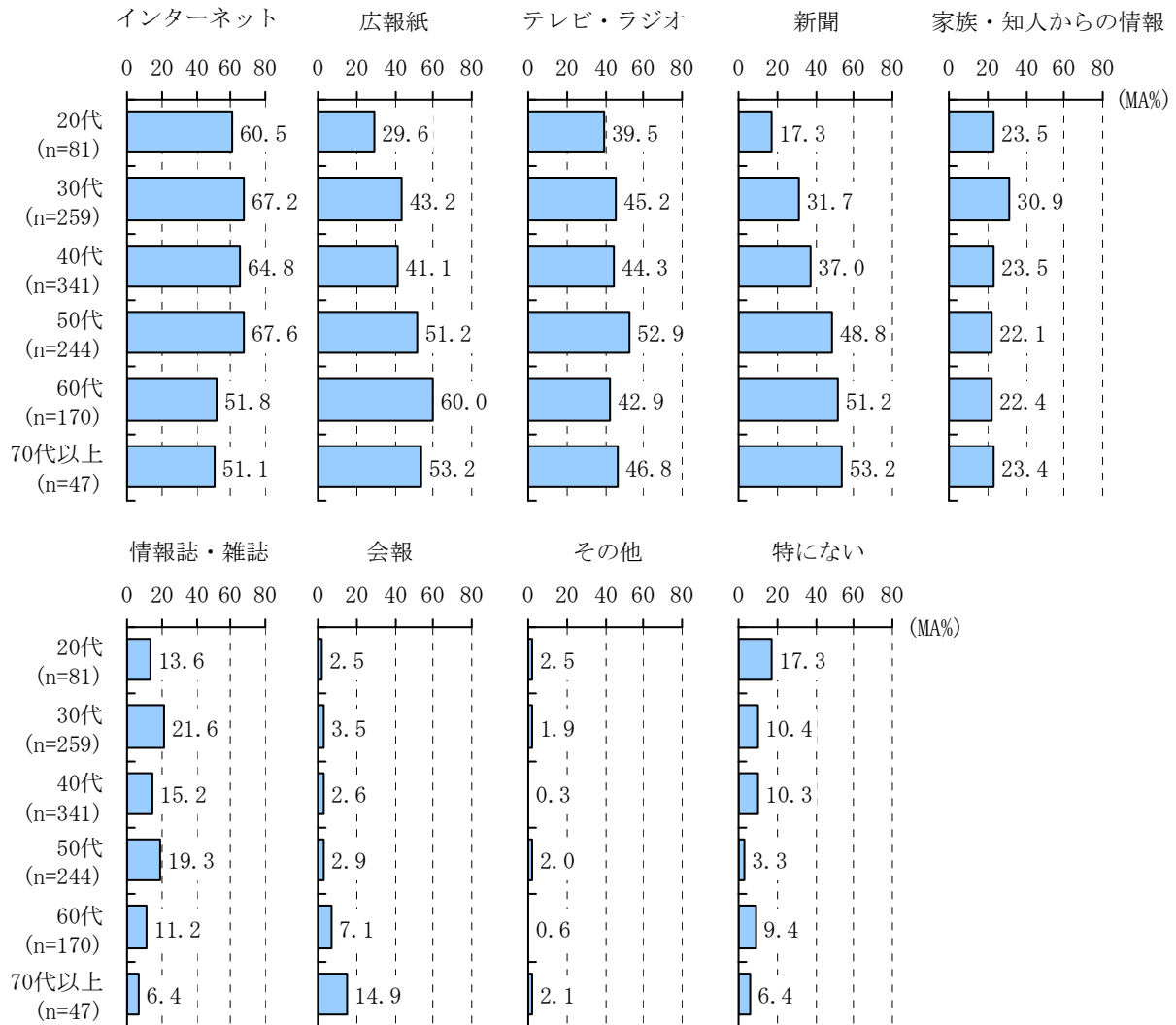
【図表2-2 文化・スポーツに関する情報の入手手段】



文化・スポーツに関する情報の入手手段は、「インターネット」が63.1%で最も多くなっている。これに次いで「広報紙」が46.2%で、以下「テレビ・ラジオ」45.9%、「新聞」39.7%が続いている。（図表2-2）

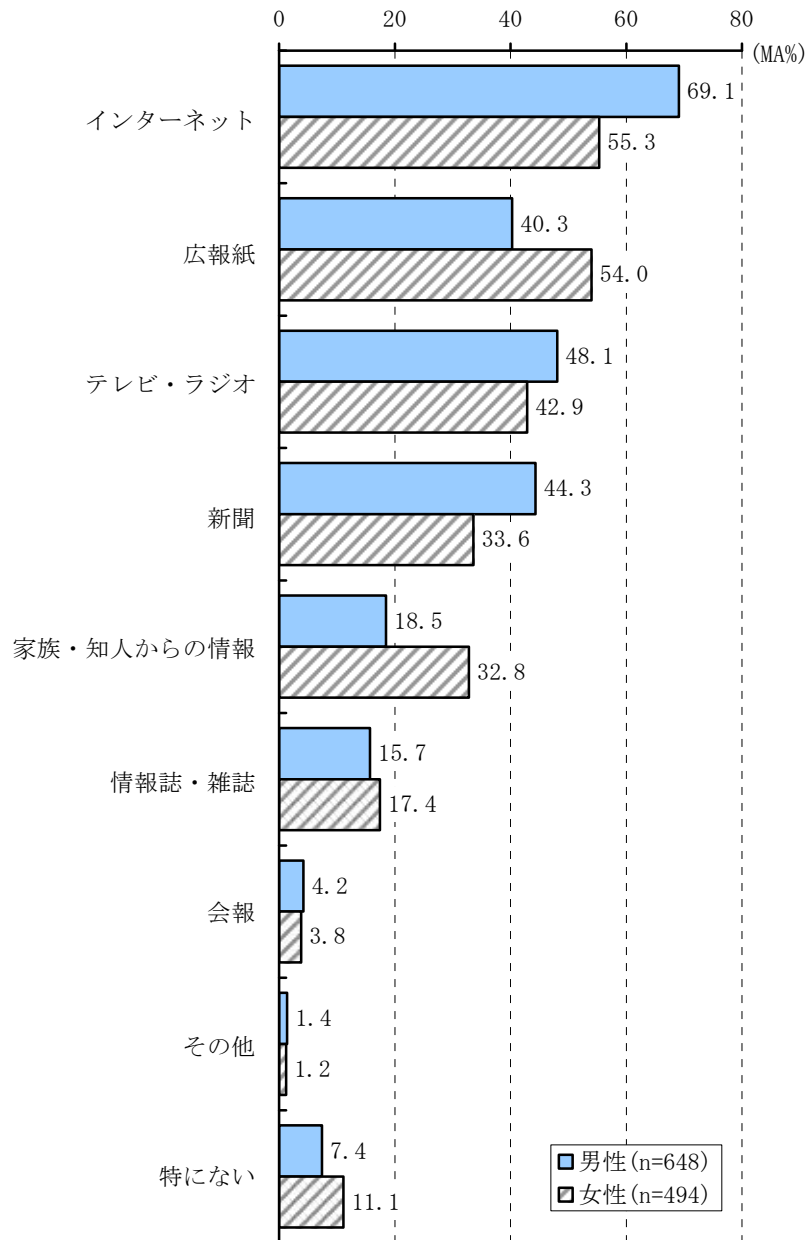
年齢別でみると、20～50代は「インターネット」の割合が、60代以上の年代では「広報紙」(60代 60.0%、70代以上 53.2%)がそれぞれ高くなっている。70代以上では「新聞」(53.2%)の割合も高く、「広報紙」や「新聞」の割合は高年代層ほど高くなっている。(図表2-2-1)

【図表2-2-1 年齢別 文化・スポーツに関する情報の入手手段】



性別では、男女とも「インターネット」が最も多く、女性（55.3%）に比べ男性（69.1%）のほうが13.8ポイント高い。また、「新聞」も男性（44.3%）のほうが女性（33.6%）に比べ10.7ポイント高くなっている。一方、女性は「広報紙」（54.0%）や「家族・知人からの情報」（32.8%）が男性に比べて10ポイント以上高くなっている。（図表2-2-2）

【図表2-2-2 性別 文化・スポーツに関する情報の入手手段】

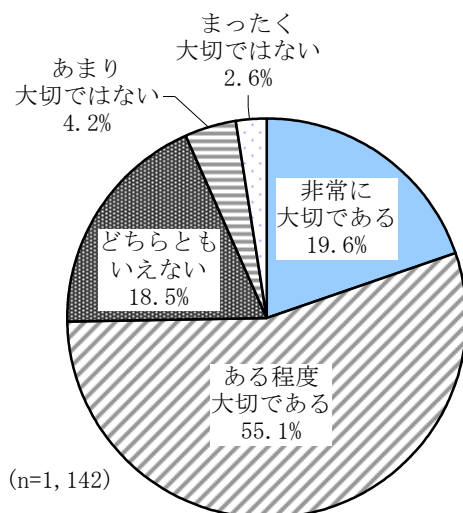


Ⅱ－3 文化芸術活動について

1. 文化芸術の体験や活動の重要度

問4 あなたは文化芸術を体験することや活動を行うことについて、どう思いますか。
(回答は1つ)

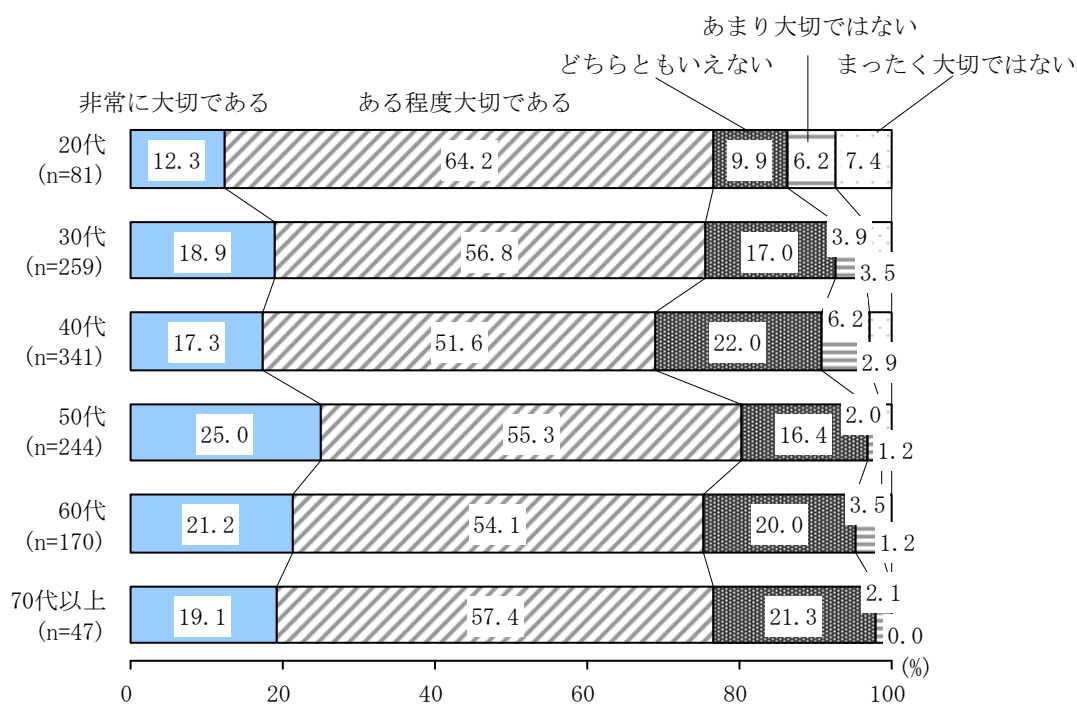
【図表3-1 文化芸術の体験や活動の重要度】



文化芸術を体験したり活動を行うことは「ある程度大切である」が55.1%で最も多く、「非常に大切である」(19.6%)と合わせた『大切である』は74.7%を占めている。これに対し、『大切ではない(「あまり大切ではない」「まったく大切ではない」の計)』は6.8%と少なくなっている。(図表3-1)

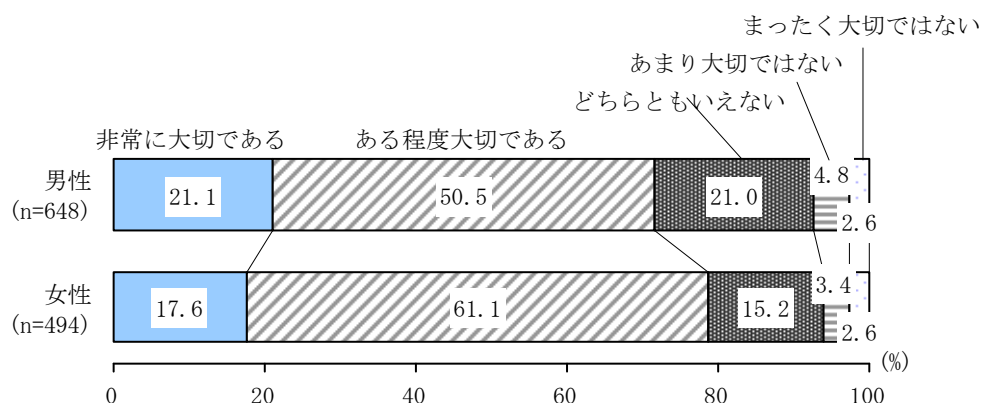
年齢別では、いずれの年代も『大切である』が7割前後を占め、特に50代が80.3%で最も高くなっている。これに対し40代が68.9%で最も低い。(図表3-1-1)

【図表3-1-1 年齢別 文化芸術の体験や活動の重要度】



性別では、男女とも『大切である』の割合が7割台を占めて、女性（78.7%）のほうが男性（71.6%）に比べ7.1ポイント高くなっている。（図表3-1-2）

【図表3-1-2 性別 文化芸術の体験や活動の重要度】

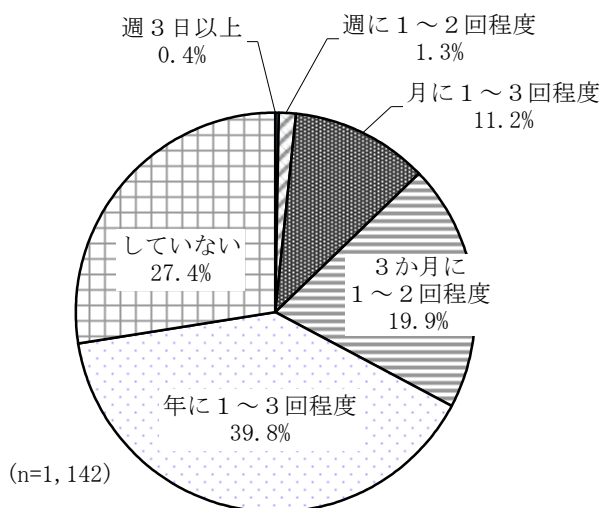


2. 過去1年間の文化芸術活動の状況

(1) 過去1年間の文化芸術活動の頻度

問5 あなたは、過去1年間に、文化芸術の鑑賞（コンサート、展覧会、演劇、落語、映画等）等の文化芸術活動をどの程度しましたか。（回答は1つ）

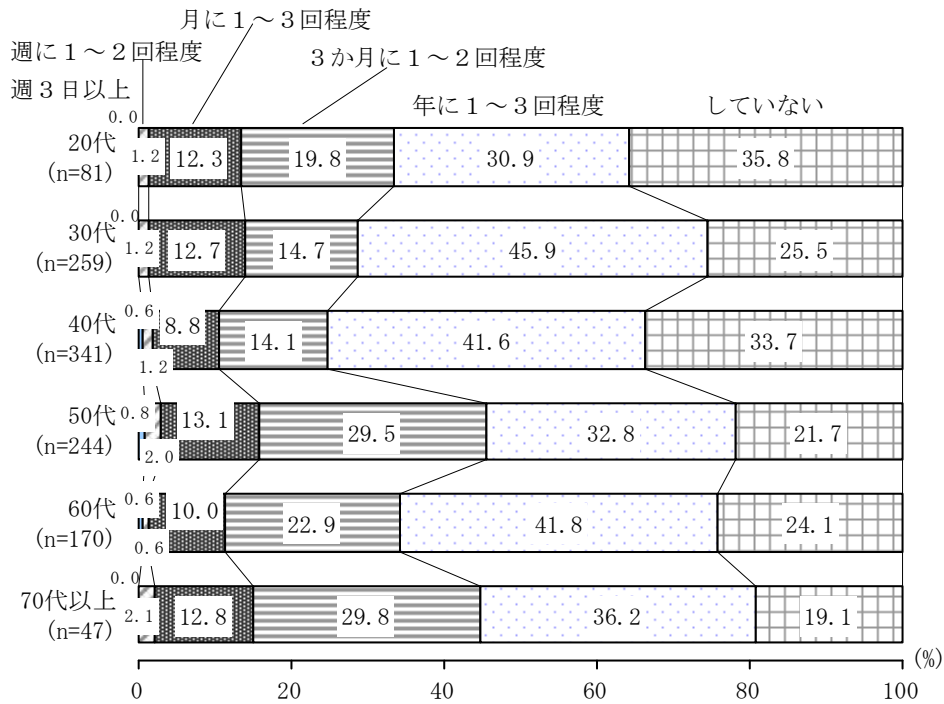
【図表3-2-1 過去1年間の文化芸術活動の頻度】



過去1年間の文化芸術活動の頻度をみると、「していない」の27.4%に対し年1回以上しているとの回答は72.6%となっている。何らかの活動をしている回答のうち、「年に1~3回程度」が39.8%で最も多く、次いで「3か月に1~2回程度」が19.9%、「月に1~3回程度」が11.2%となっている。（図表3-2-1）

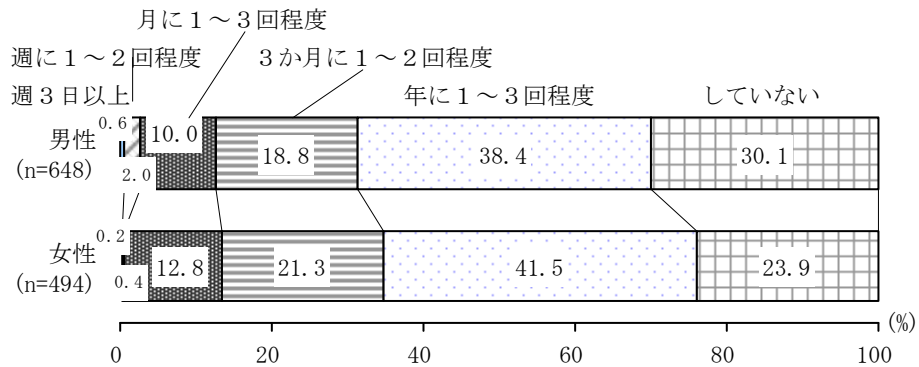
年齢別では、20代は「していない」(35.8%)の割合が最も高く、活動していても「年に1～3回程度」が30.9%で、活動割合は全年齢の中で64.2%と最も低い。30代以上の場合も「年に1～3回程度」の割合が最も高くなっている。一方、70代以上では、文化芸術活動をしている割合が80.9%で最も高く、次いで50代が78.2%、60代が75.9%となっている(図表3-2-1①)

【図表3-2-1① 年齢別 過去1年間の文化芸術活動の頻度】



性別では、男女とも「年に1～3回程度」が4割前後を占め最も高くなっている。また、文化芸術活動をしている割合は、女性(76.2%)のほうが男性(69.8%)に比べ6.4ポイント高い。(図表3-2-1②)

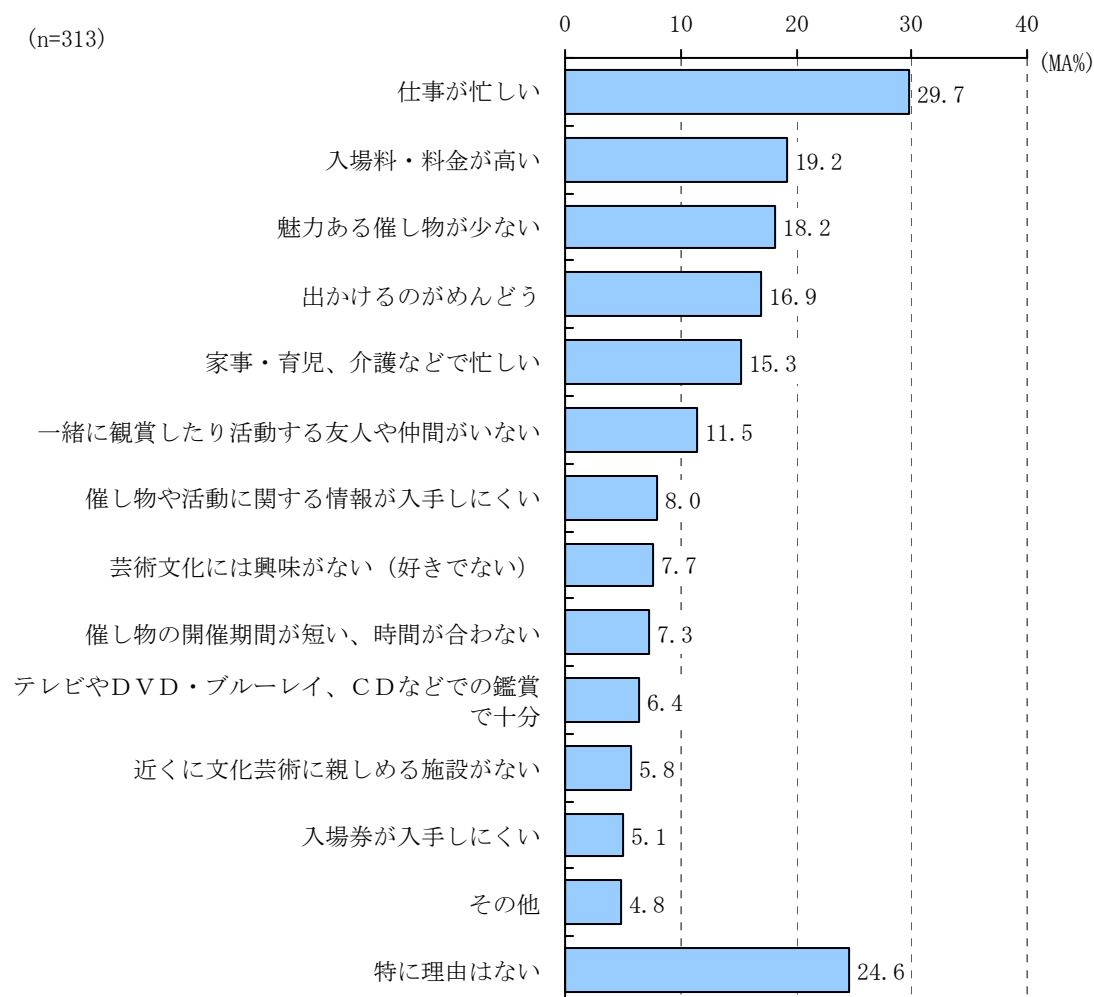
【図表3-2-1② 性別 過去1年間の文化芸術活動の頻度】



(2) 文化芸術活動を行っていない理由

問6 文化芸術活動を行っていない理由は何ですか。(回答はいくつでも)

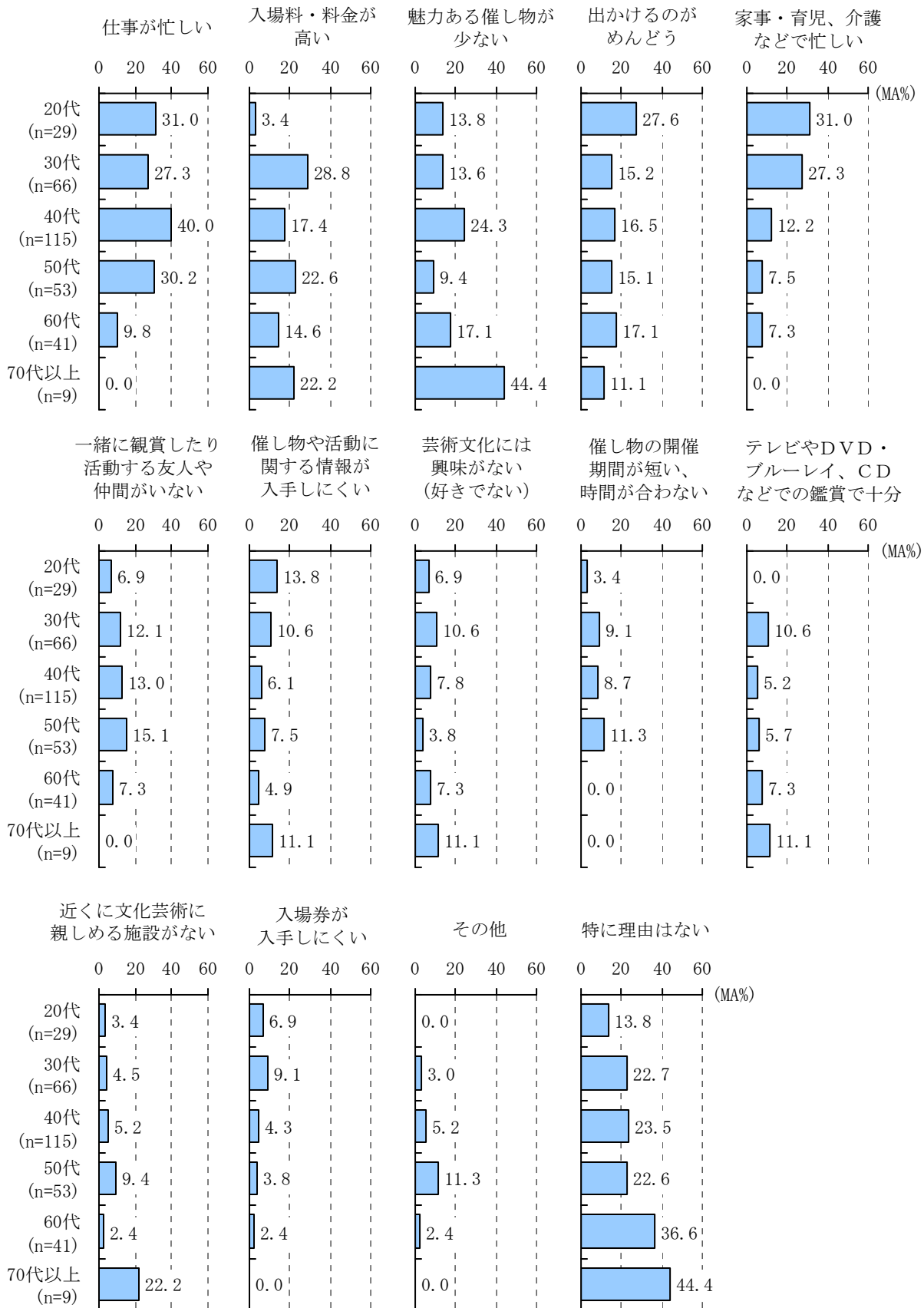
【図表3-2-2 文化芸術活動を行っていない理由】



過去1年間に文化芸術活動を行っていない理由は、「仕事が忙しい」が29.7%で最も多い。これに次いで「入場料・料金が高い」が19.2%で、以下「魅力ある催し物が少ない」が18.2%、「出かけるのがめんどろ」が16.9%、「家事・育児、介護などで忙しい」が15.3%となっている。(図表3-2-2)

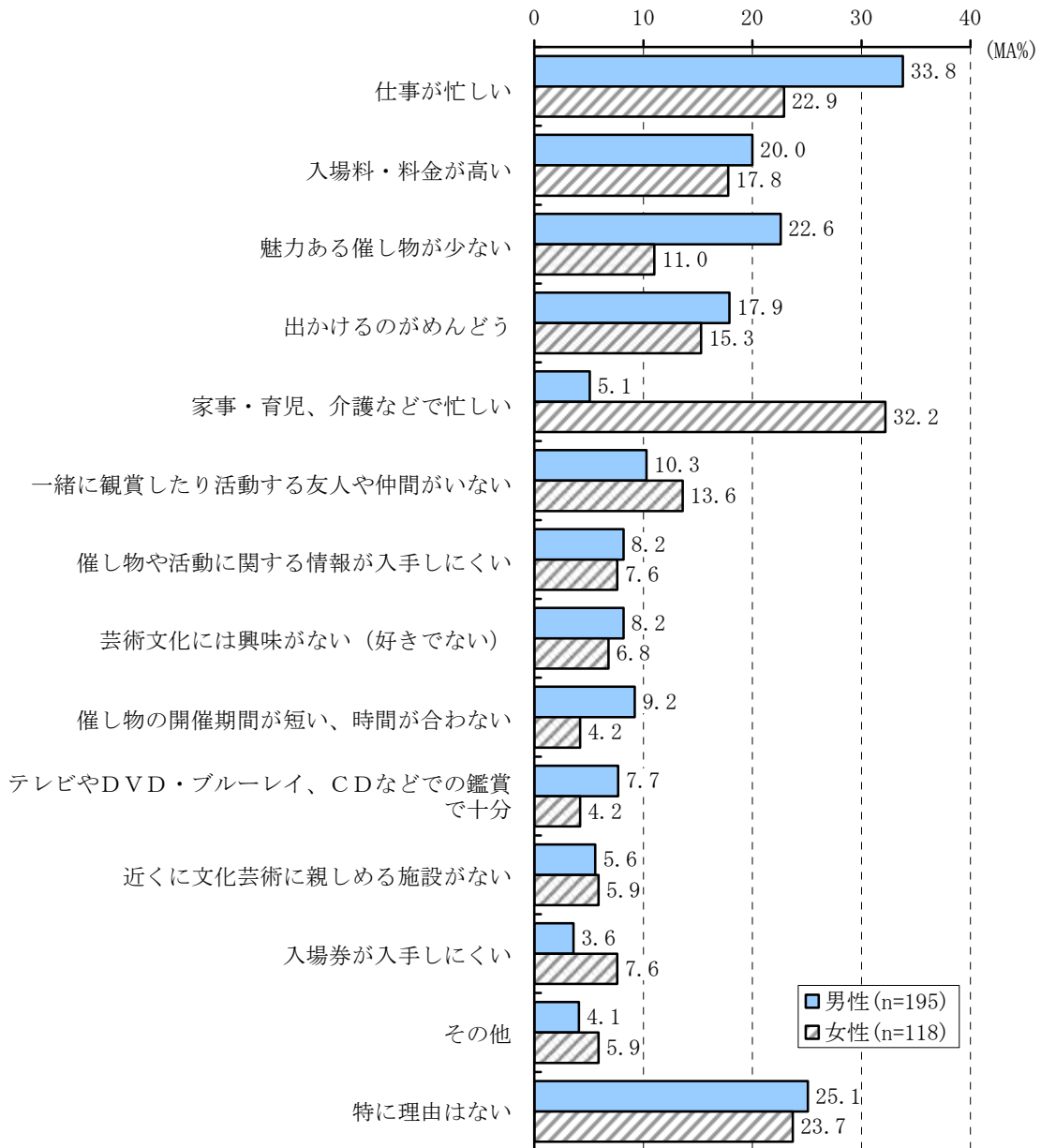
年齢別では、20代は「仕事が忙しい」と「家事・育児、介護などで忙しい」がともに31.0%で最も多く、これらに続く「出かけるのがめんどろ」の割合は27.6%で他の年代に比べて割合が高くなっている。30代は「入場料・料金が高い」が28.8%で最も多く、次いで「仕事が忙しい」(27.3%)と「家事・育児、介護などで忙しい」(27.3%)が同率で続いている。40～50代は「仕事が忙しい」(40代 40.0%、50代 30.2%)が最も多くなっている。60代以上では「特に理由はない」(60代 36.6%、70代以上 44.4%)が最も多くなっている。(図表3-2-2 ①)

【図表3-2-2① 年齢別 文化芸術活動を行っていない理由】



性別では、男性は「仕事が忙しい」が33.8%で最も多く、これに次いで「魅力ある催し物が少ない」(22.6%)で、女性(11.0%)に比べ11.6ポイント高い。一方、女性は「家事・育児、介護などで忙しい」が32.2%で最も多く、次いで「仕事が忙しい」が22.9%となっている。(図表3-2-2②)

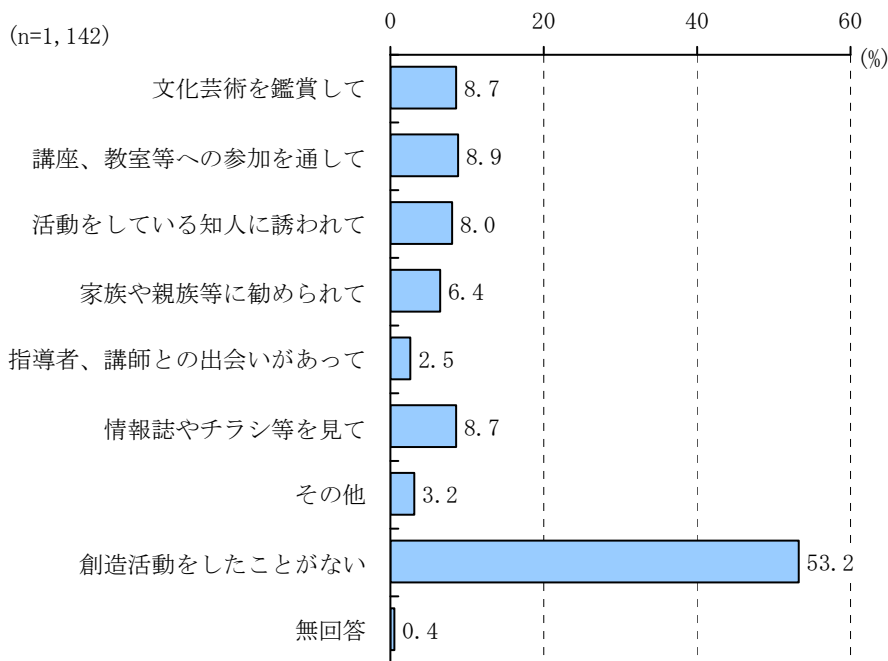
【図表3-2-2② 性別 文化芸術活動を行っていない理由】



3. 文化芸術の創造活動の経験やきっかけ

問7 あなたは、これまで、文化芸術の創造活動（絵画、陶芸、書道、写真、楽器演奏、合唱、演劇等）をしたことがありますか。
 ある方は、活動を行ったきっかけは何ですか。（回答は1つ）

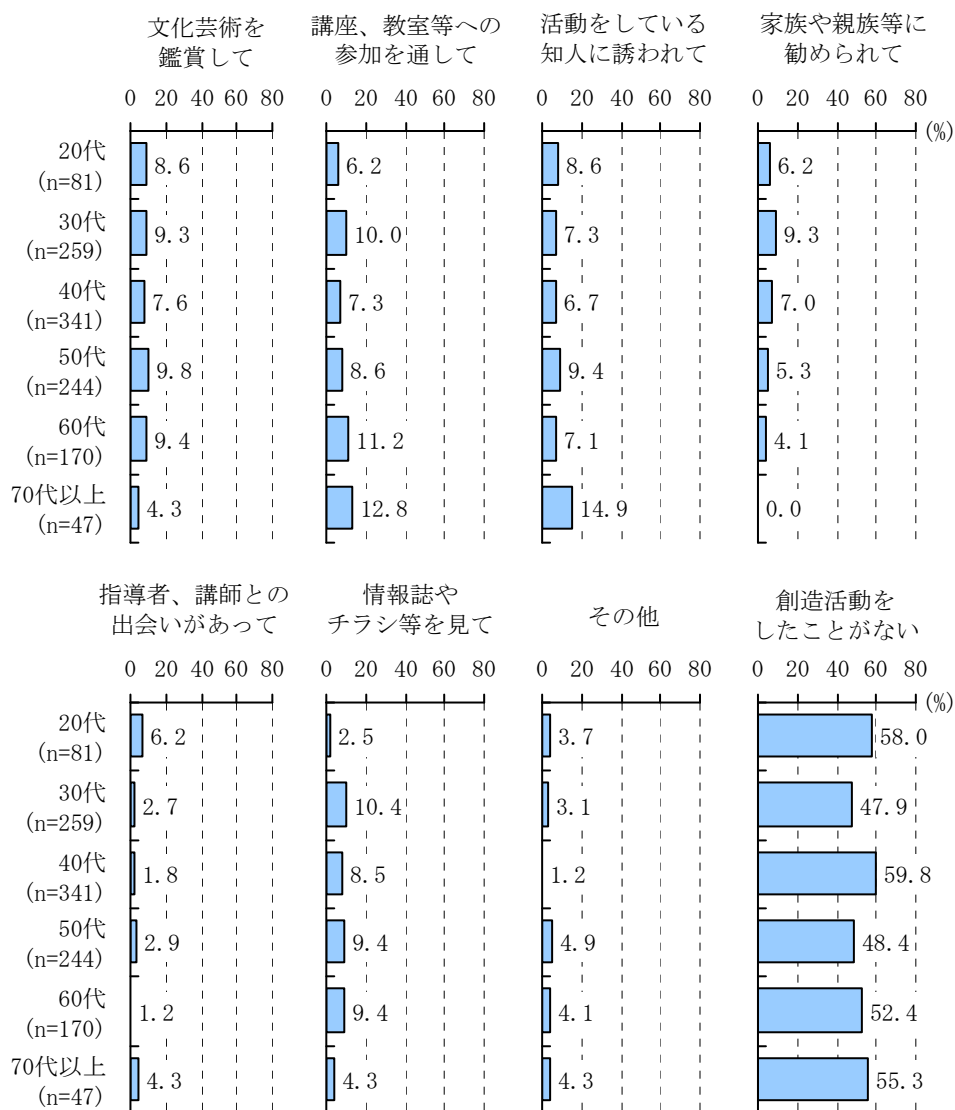
【図表3-3 文化芸術の創造活動の経験やきっかけ】



文化芸術の創造活動の経験をみると、「創造活動をしたことがない」が全体の53.2%を占めている。残りの46.4%の人は何らかの文化芸術に関する創造活動の経験があり、活動のきっかけとして、「文化芸術を鑑賞して」（8.7%）や「講座、教室等への参加を通して」（8.9%）、「情報誌やチラシ等を見て」（8.7%）、「活動をしている知人に誘われて」（8.0%）などが多くなっている。（図表3-3）

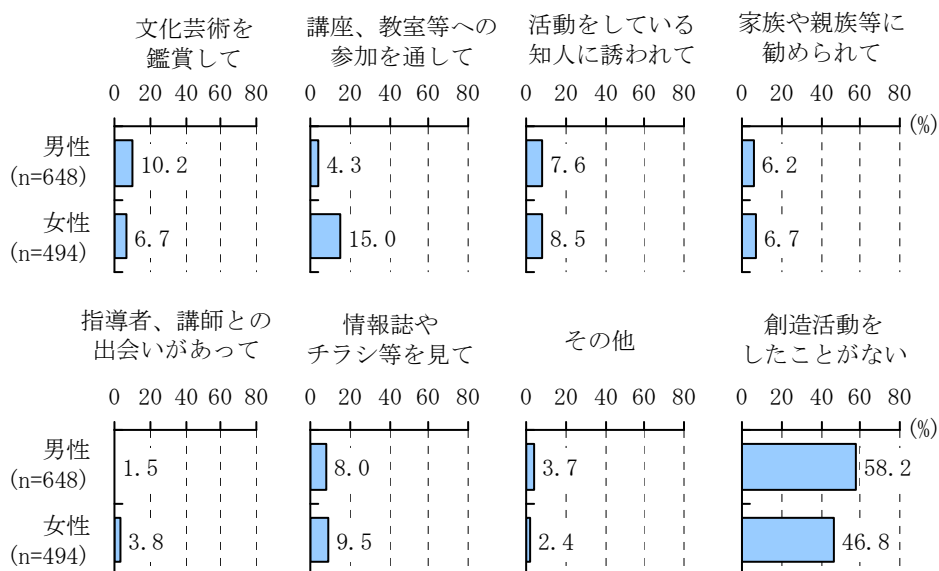
年齢別では、いずれの年代も「創造活動をしたことがない」が5割前後を占め、特に40代（59.8%）、20代（58.0%）の各割合が高い。何らかの創造活動をしたことがある人では、20代は「文化芸術を鑑賞して」（8.6%）と「活動をしている知人に誘われて」（8.6%）が、30～40代は「情報誌やチラシ等を見て」（30代 10.4%、40代 8.5%）がきっかけとして多くなっている。また、50代は「文化芸術を鑑賞して」（9.8%）、60代は「講座、教室等への参加を通して」（11.2%）、70代以上は「活動をしている知人に誘われて」（14.9%）がきっかけとして最も多い。（図表3-3-1）

【図表3-3-1 年齢別 文化芸術の創造活動の経験やきっかけ】



性別では、男女とも「創造活動をしたことがない」の割合が最も高く、男性（58.2%）のほうが女性（46.8%）に比べ11.4ポイント高くなっている。創造活動のきっかけについては、男性は「文化芸術を鑑賞して」（10.2%）が、女性は「講座、教室等への参加を通して」（15.0%）がそれぞれ最も多くなっている。（図表3-3-2）

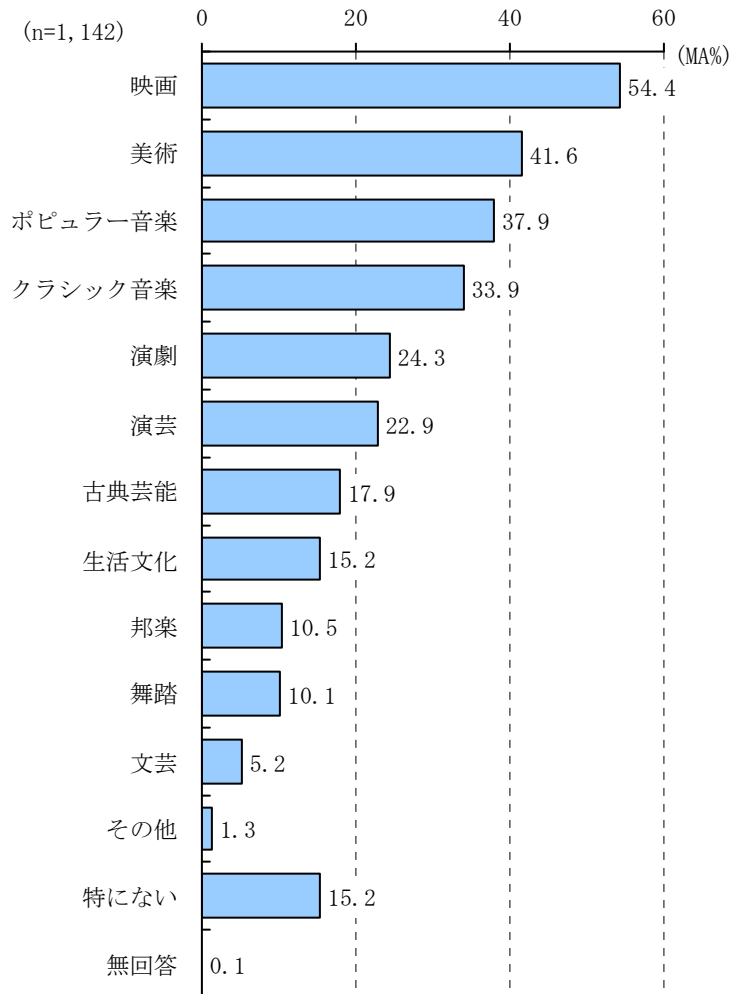
【図表3-3-2 性別 文化芸術の創造活動の経験やきっかけ】



4. 今後、鑑賞または体験したい文化芸術活動

問8 あなたが、今後、鑑賞してみたい、または体験してみたい文化芸術活動は何ですか。
(回答はいくつでも)

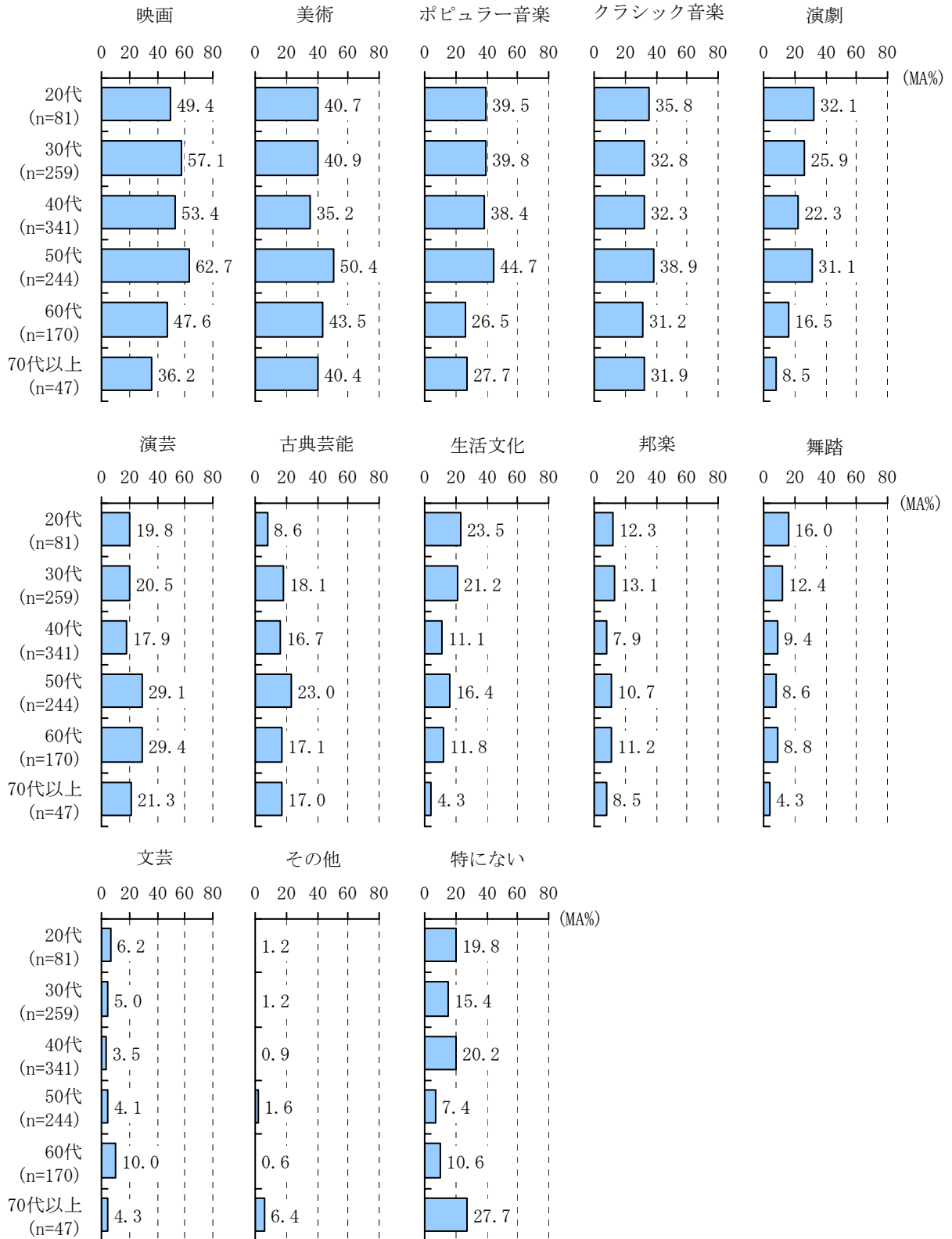
【図表3-4 今後、鑑賞または体験したい文化芸術活動】



今後、鑑賞または体験してみたい文化芸術活動は、「映画」が54.4%で最も多く、次いで「美術」が41.6%となっている。以下「ポピュラー音楽」が37.9%、「クラシック音楽」が33.9%となっており、文化芸術を鑑賞もしくは体験してみたい意向がある人は全体の84.7%を占めている。(図表3-4)

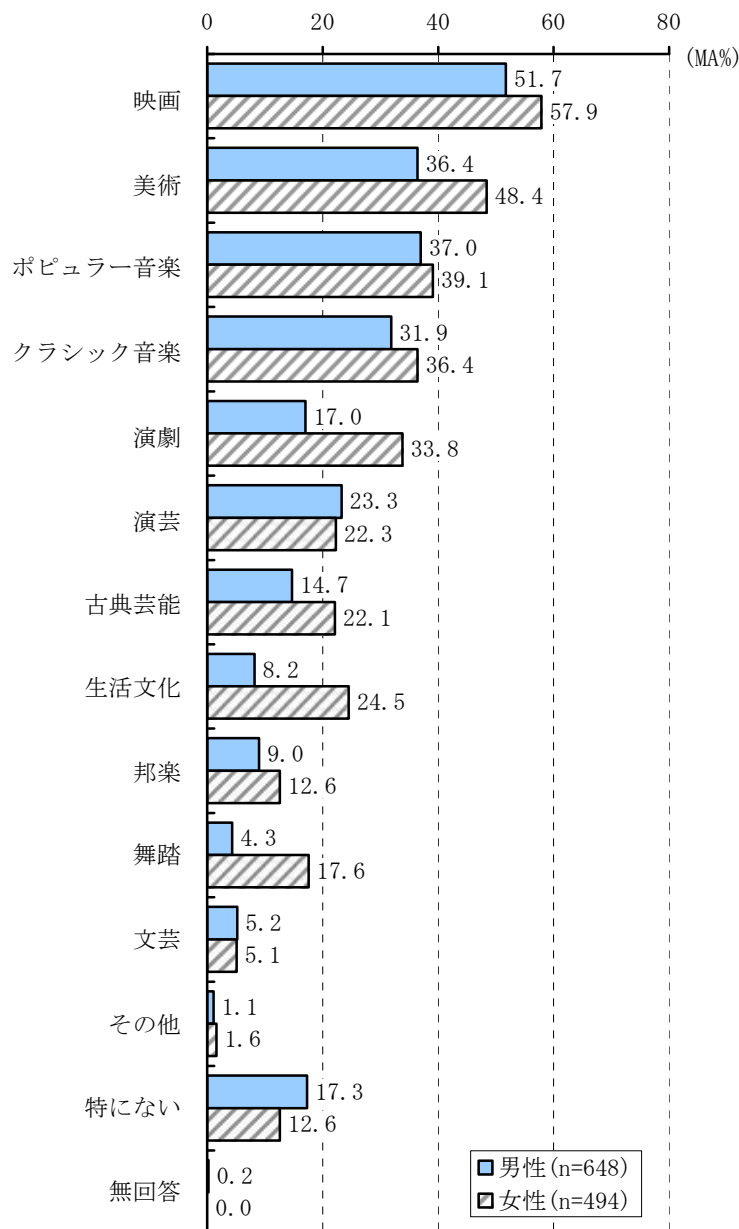
年齢別では、20～60代は「映画」が5割前後で最も多く、特に50代は62.7%で最も高くなっている。70代以上は「美術」が40.4%で最も多い一方、「特にない」の割合が27.7%で他の年代に比べて高くなっている。(図表3-4-1)

【図表3-4-1 年齢別 今後、鑑賞または体験したい文化芸術活動】



性別では、男女とも「映画」が5割台で最も多くなっている。また、「演芸」を除いた文化芸術活動では、男性に比べて女性のほうが高い割合となっており、特に「美術」「演劇」「生活文化」「舞踏」は10ポイント以上の差がある。(図表3-4-2)

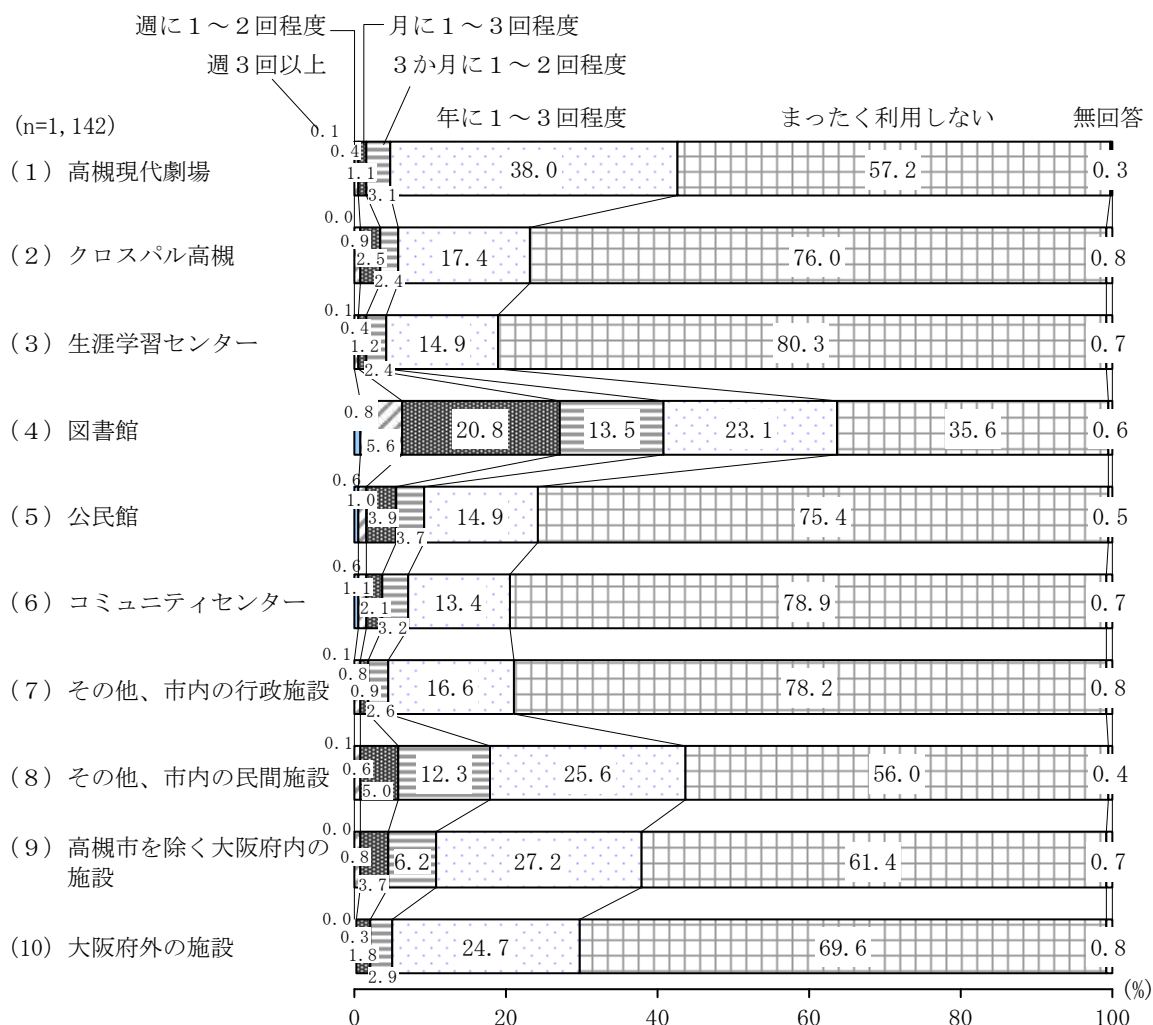
【図表3-4-2 性別 今後、鑑賞または体験したい文化芸術活動】



5. 文化施設の利用頻度

問9 あなたは、ふだん次の文化施設をどの程度利用しますか。(それぞれ回答は1つずつ)

【図表3-5 文化施設の利用頻度】



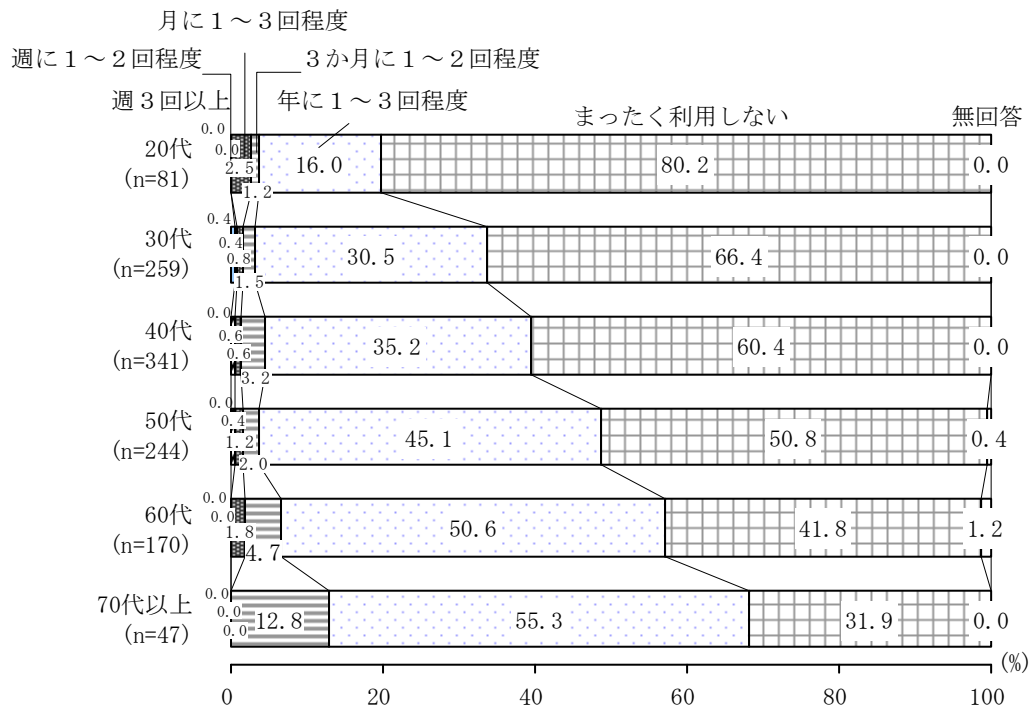
文化施設の利用頻度をみると、“(4) 図書館”を除くいずれの施設も「まったく利用しない」が過半数を占め、利用しても「年に1~3回程度」の割合が高くなっている。

年に1回以上利用されている施設は、“(4) 図書館”が63.8%で最も高く、次いで“(8) その他、市内の民間施設”が43.6%、“(1) 高槻現代劇場”が42.7%となっている。(図表3-5)

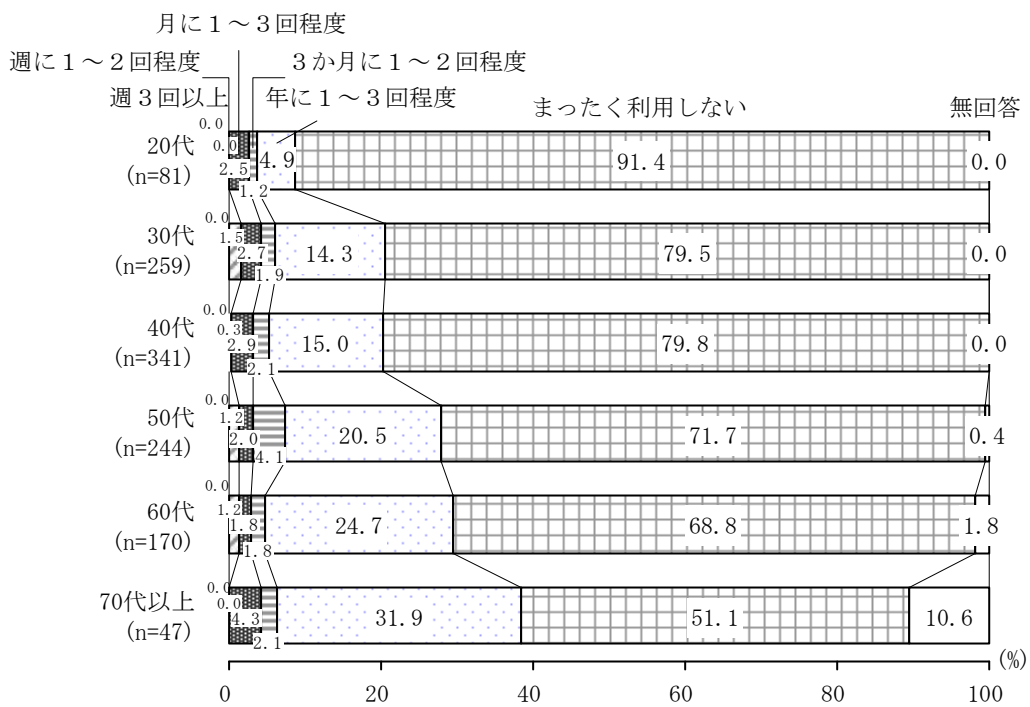
年齢別では、20代は“(3) 生涯学習センター”を除く各施設で「まったく利用しない」の割合が他の年代に比べ高い。30代は“(4) 図書館”の利用者(69.1%)が他の年代に比べ高い。50代は“(9) 高槻市を除く大阪府内の施設”と“(10) 大阪府外の施設”で利用者(府内施設 47.4%、府外施設 40.1%)が他の年代に比べ高い。60代は“(6) コミュニティセンター”の利用者(30.6%)が他の年代に比べ高い。70代以上は他の年代に比べて施設利用者の割合が高く、特に“(1) 高槻現代劇場”は68.1%を占めている。また、高槻市内の図書館を除く各施設は、年代の上昇とともに利用者の割合も高くなっている。(図表3-5-1①~⑤)

【図表3-5-1① 年齢別 文化施設の利用頻度】

■ (1) 高槻現代劇場

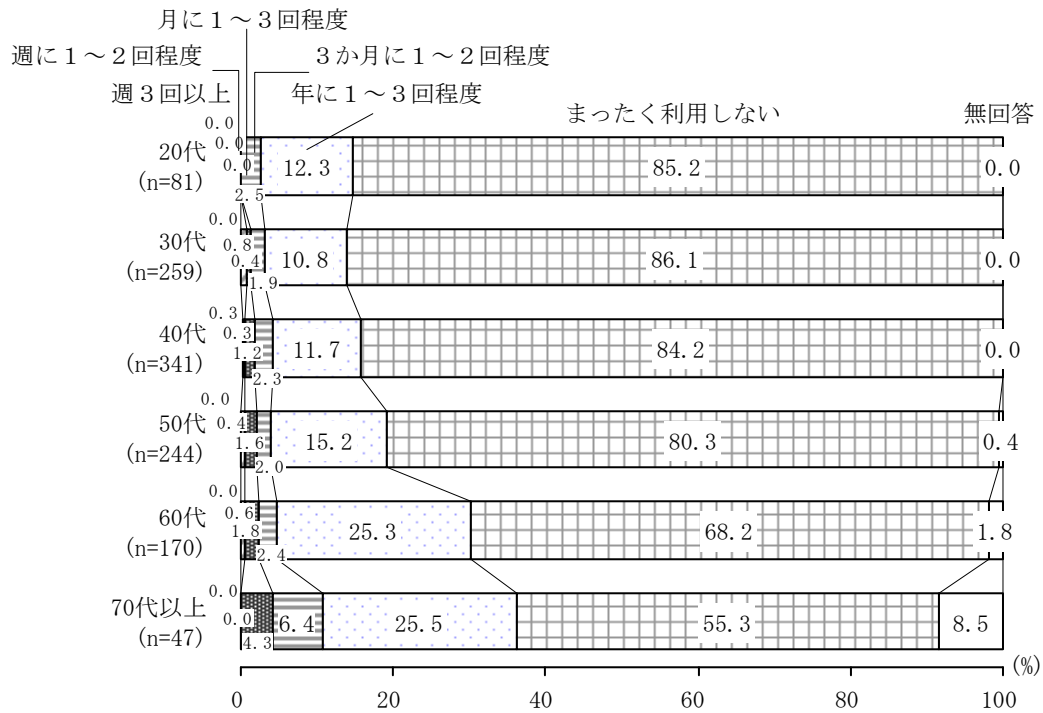


■ (2) クロスパル高槻

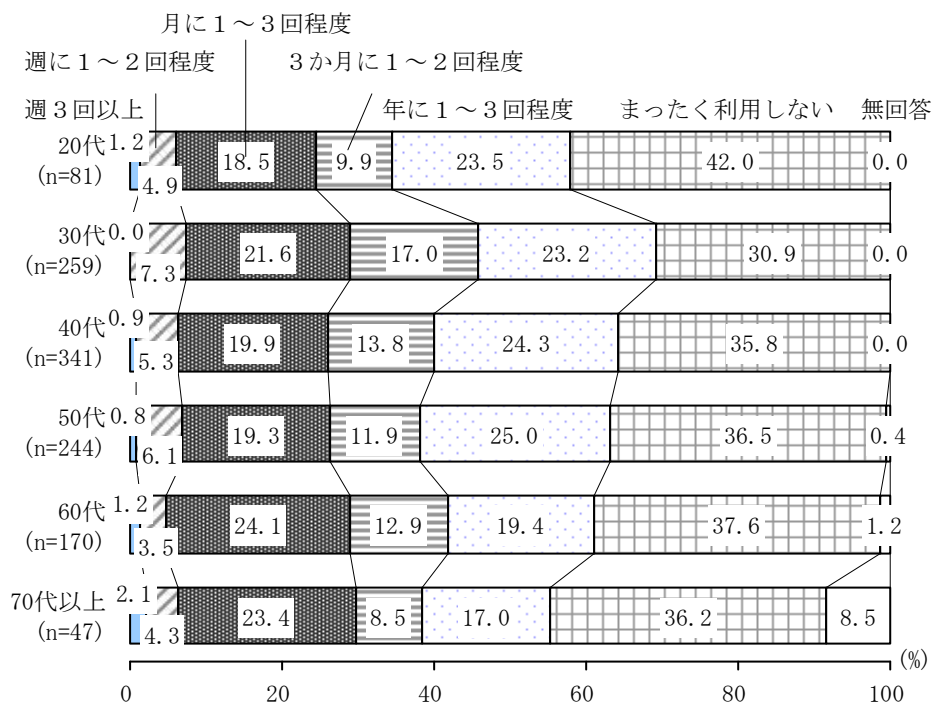


【図表3-5-1② 年齢別 文化施設の利用頻度】

■ (3) 生涯学習センター

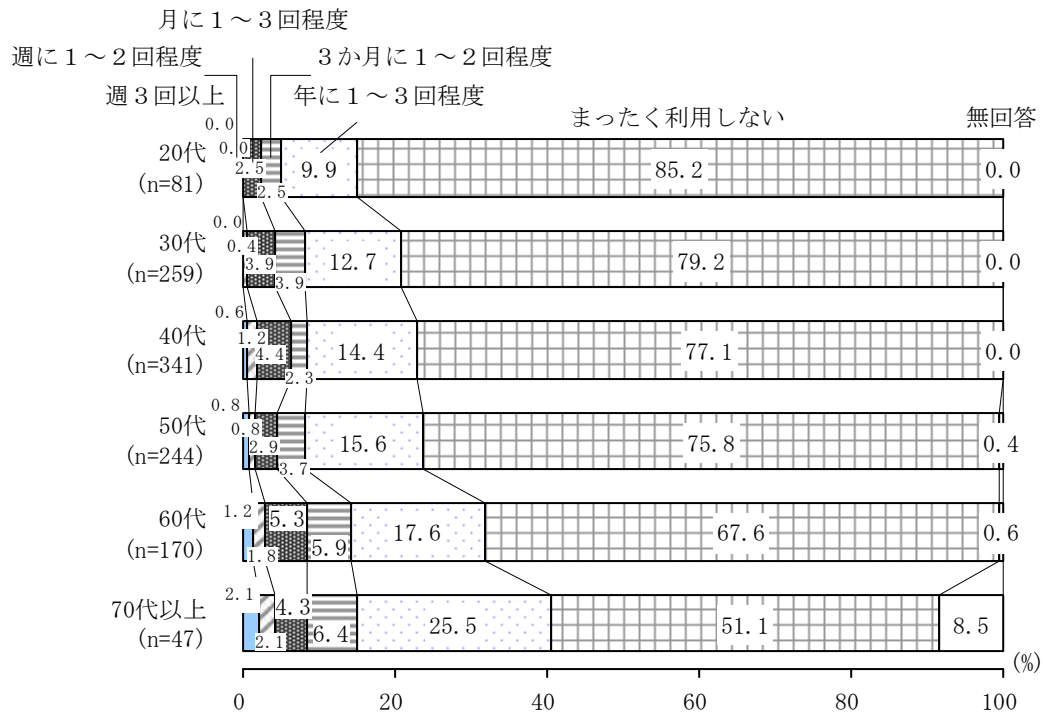


■ (4) 図書館

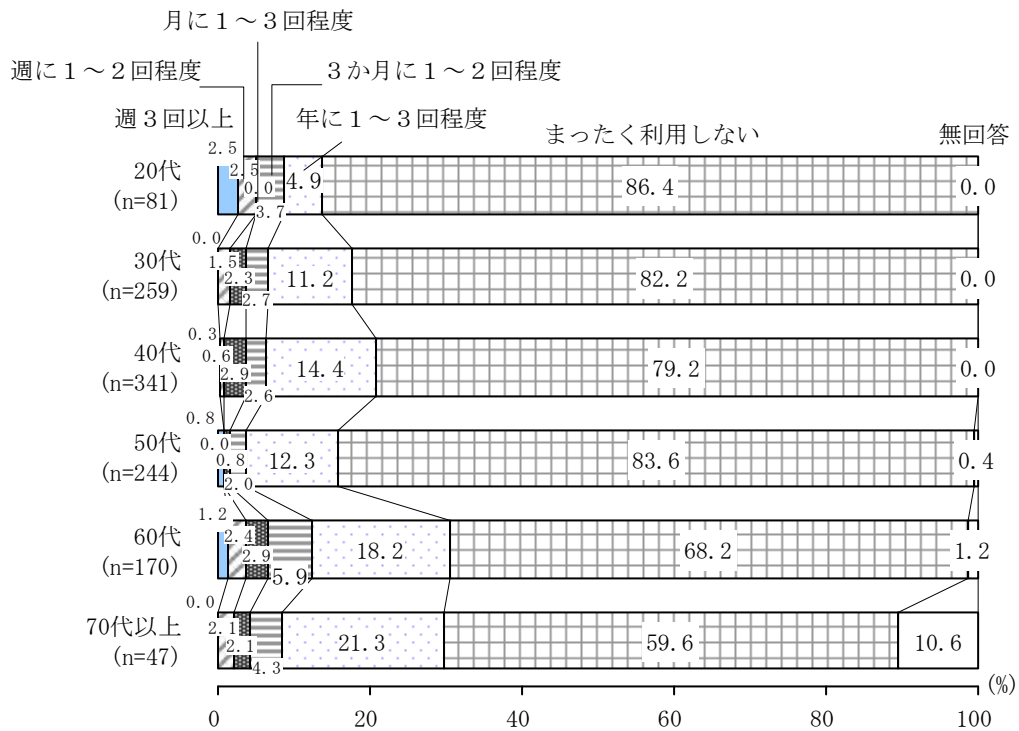


【図表3-5-1③ 年齢別 文化施設の利用頻度】

■ (5) 公民館

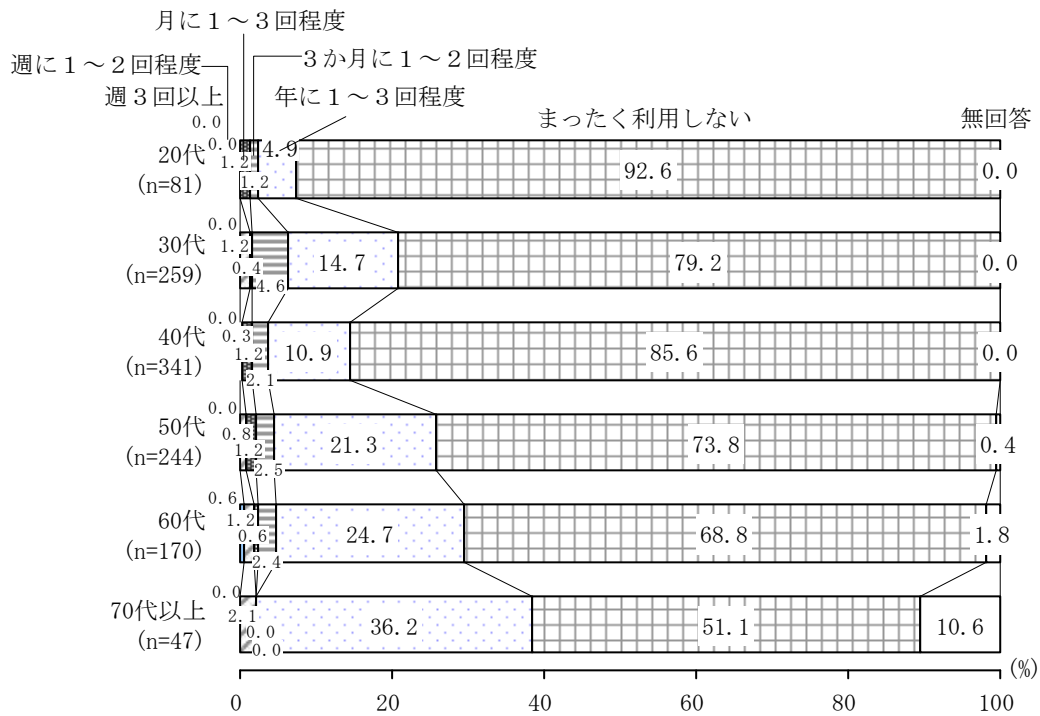


■ (6) コミュニティセンター

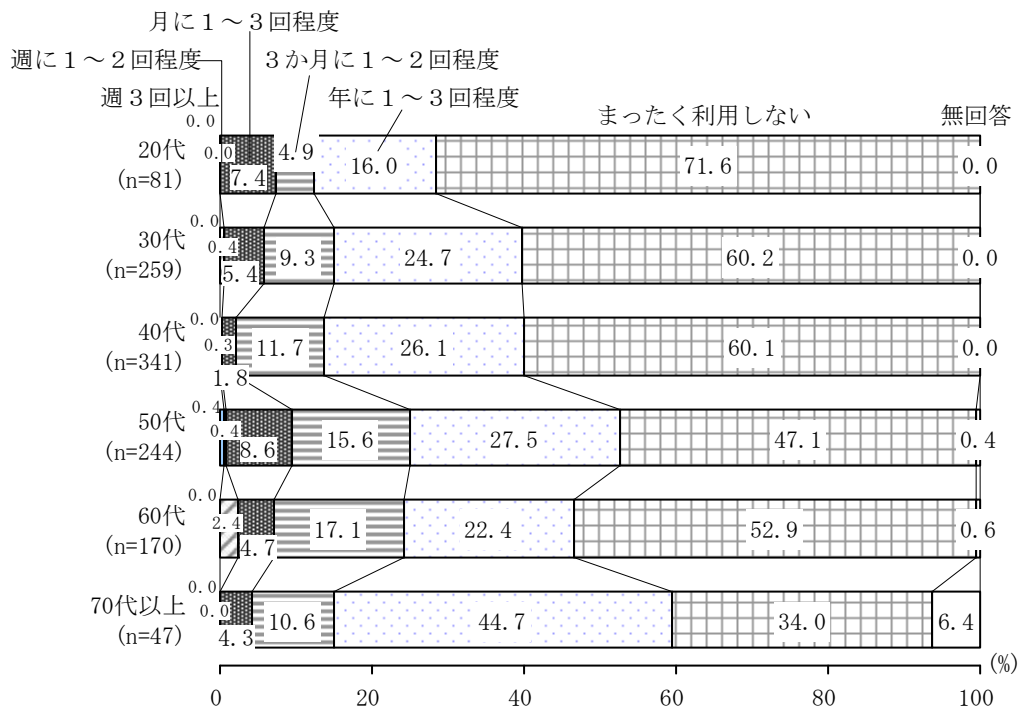


【図表3-5-1④ 年齢別 文化施設の利用頻度】

■ (7) その他、市内の行政施設

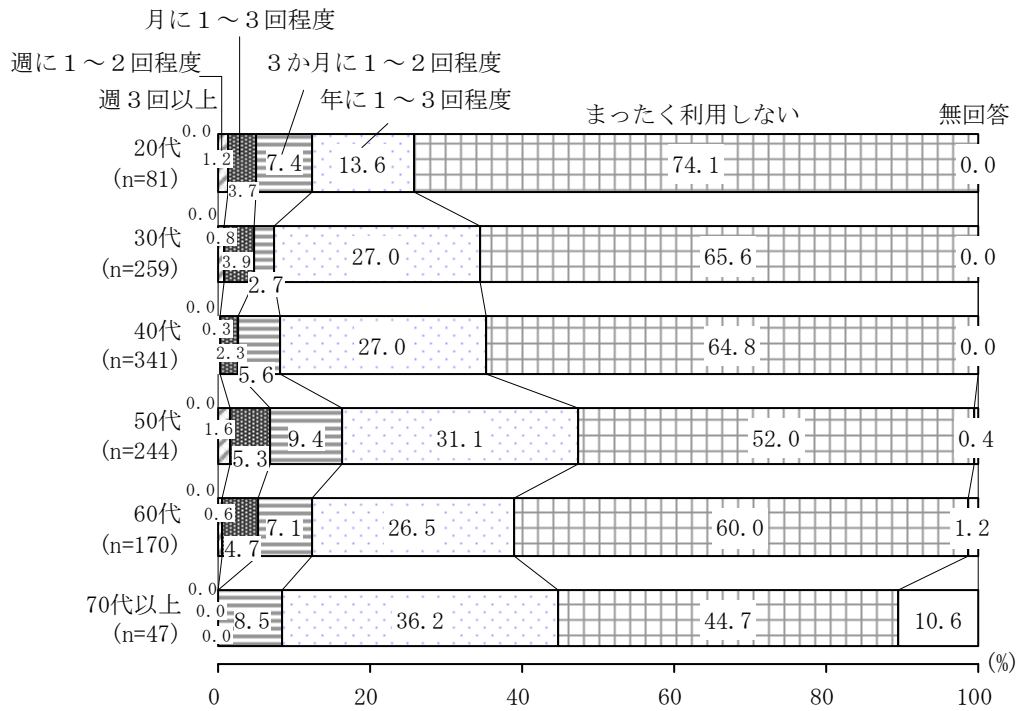


■ (8) その他、市内の民間施設

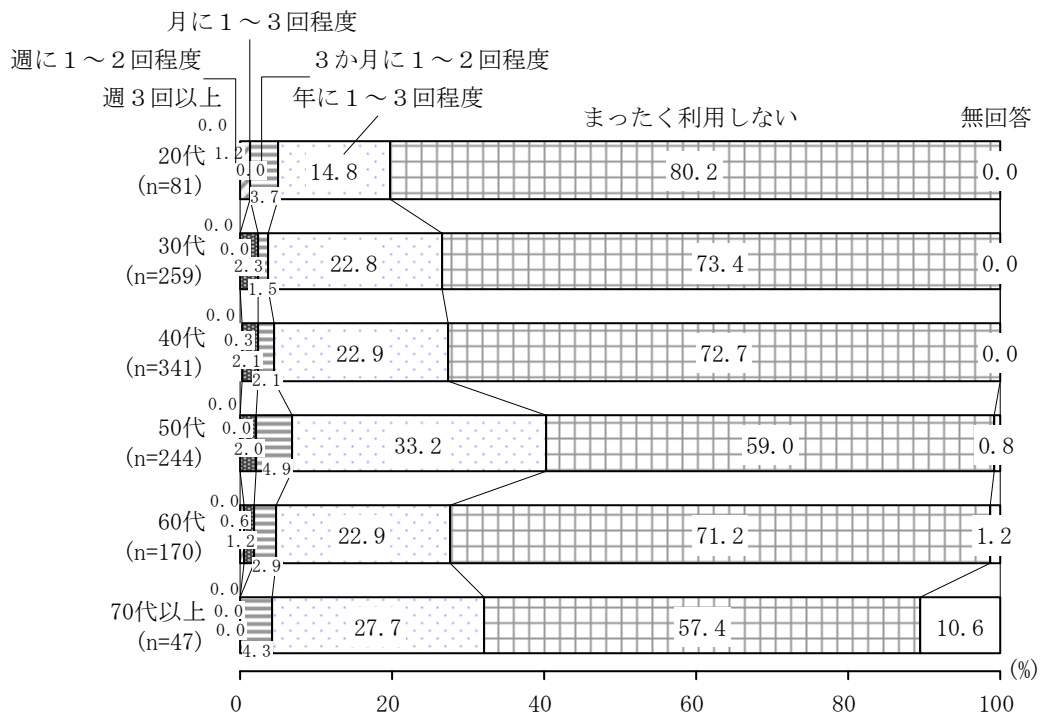


【図表3-5-1⑤ 年齢別 文化施設の利用頻度】

■ (9) 高槻市を除く大阪府内の施設



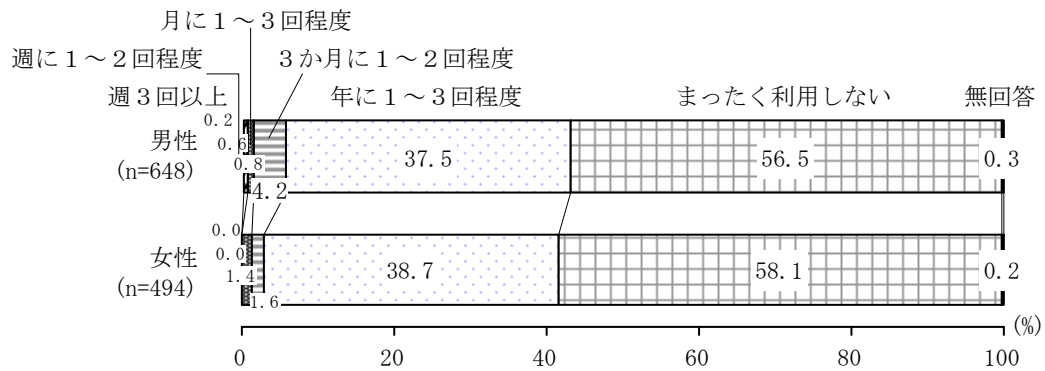
■ (10) 大阪府外の施設



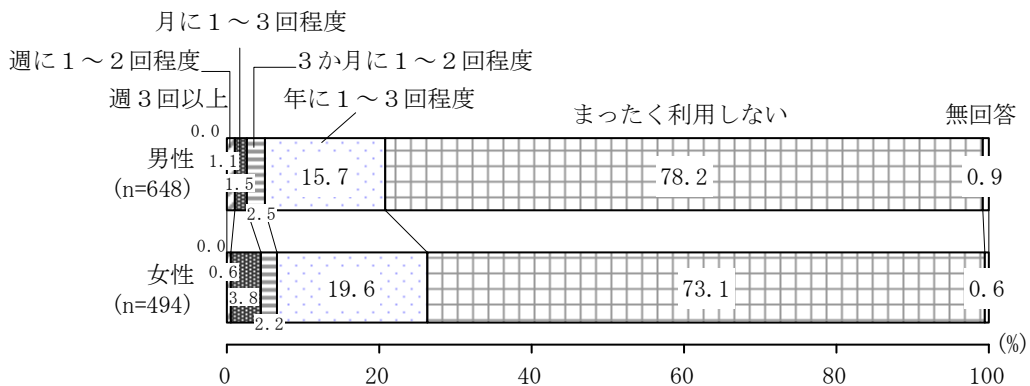
性別では、男女とも「まったく利用しない」の割合が各施設で最も高く、特に“(3) 生涯学習センター”では各々8割台を占めている。また、利用者の割合は、“(7) その他、市内の行政施設”では男性(23.1%)のほうが女性(18.2%)に比べ4.9ポイント高くなっている。一方、“(2) クロスパル高槻”と“(4) 図書館”は、女性のほうが男性に比べ5ポイント以上高くなっている。(図表3-5-2①～③)

【図表3-5-2① 性別 文化施設の利用頻度】

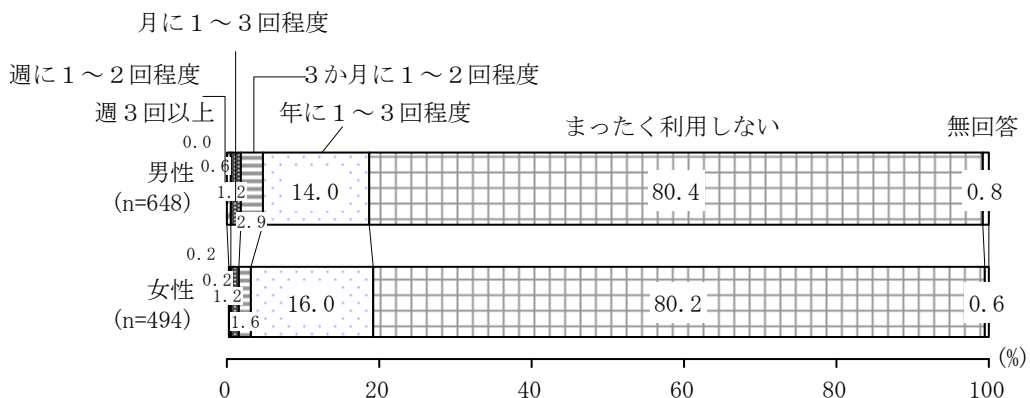
■ (1) 高槻現代劇場



■ (2) クロスパル高槻

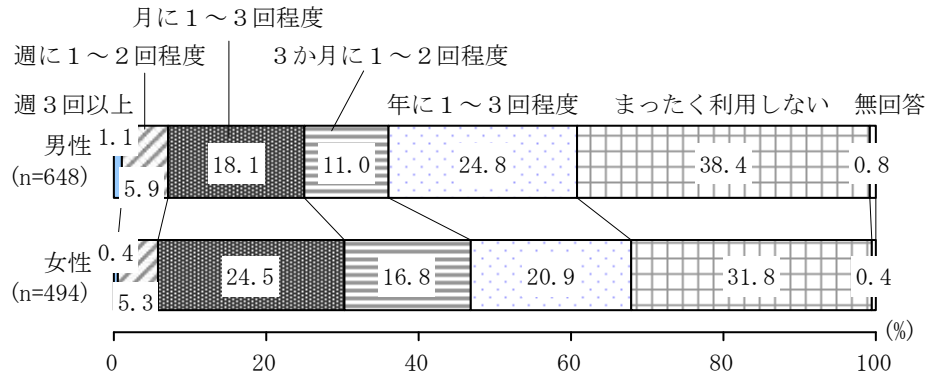


■ (3) 生涯学習センター

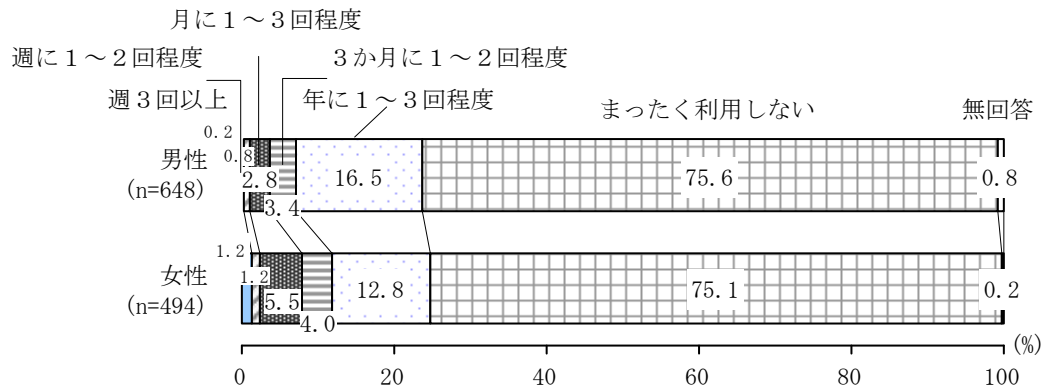


【図表3-5-2② 性別 文化施設の利用頻度】

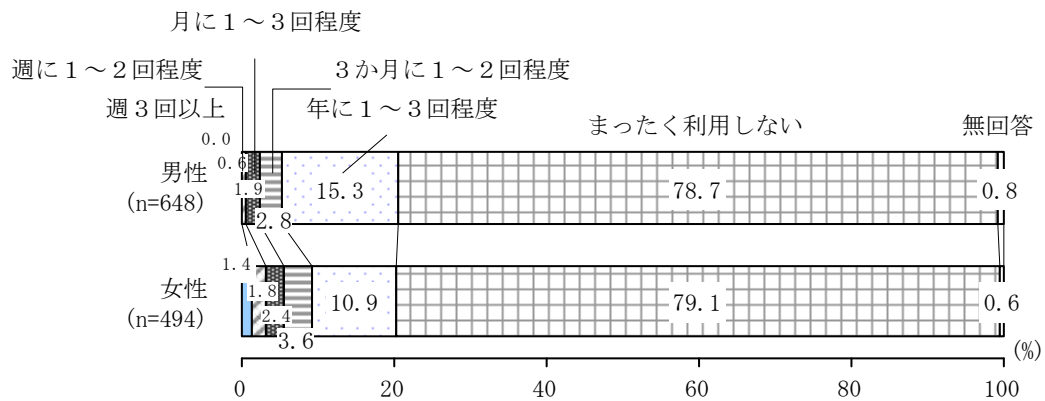
■ (4) 図書館



■ (5) 公民館

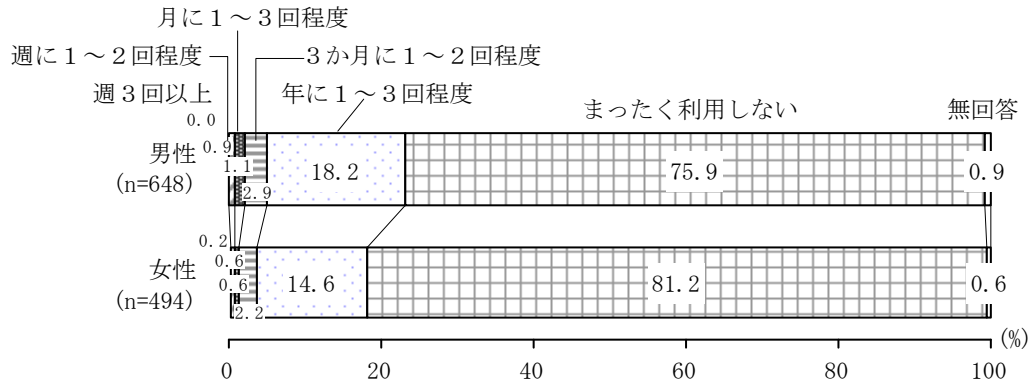


■ (6) コミュニティセンター

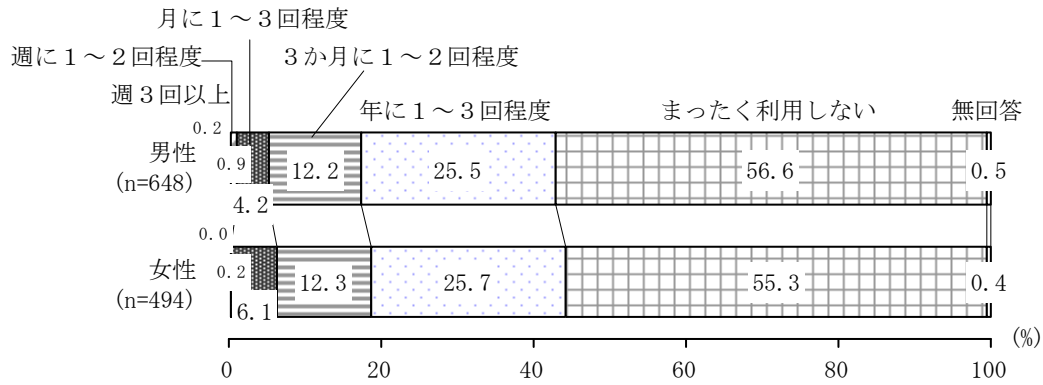


【図表3-5-2③ 性別 文化施設の利用頻度】

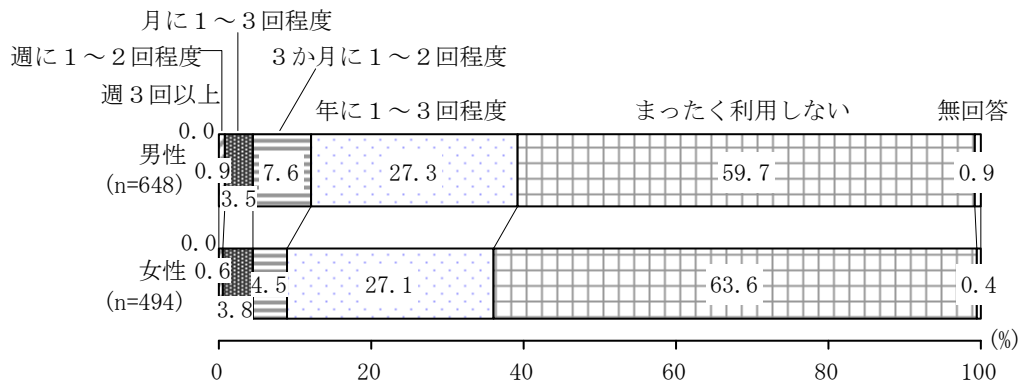
■ (7) その他、市内の行政施設



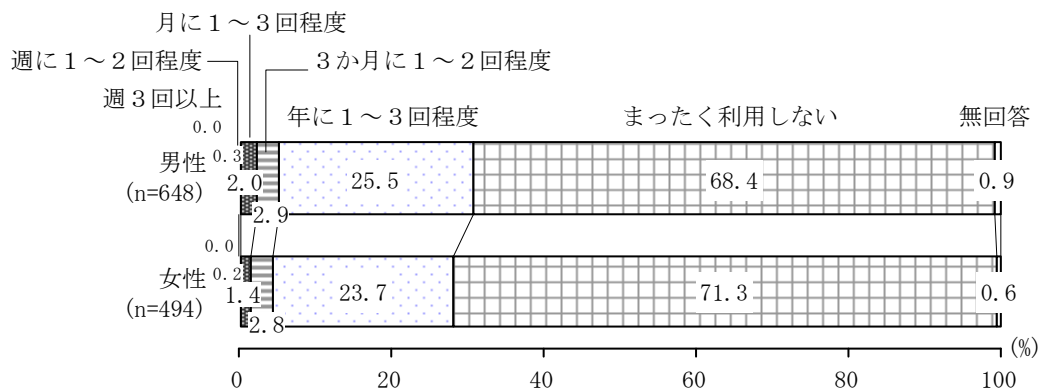
■ (8) その他、市内の民間施設



■ (9) 高槻市を除く大阪府内の施設



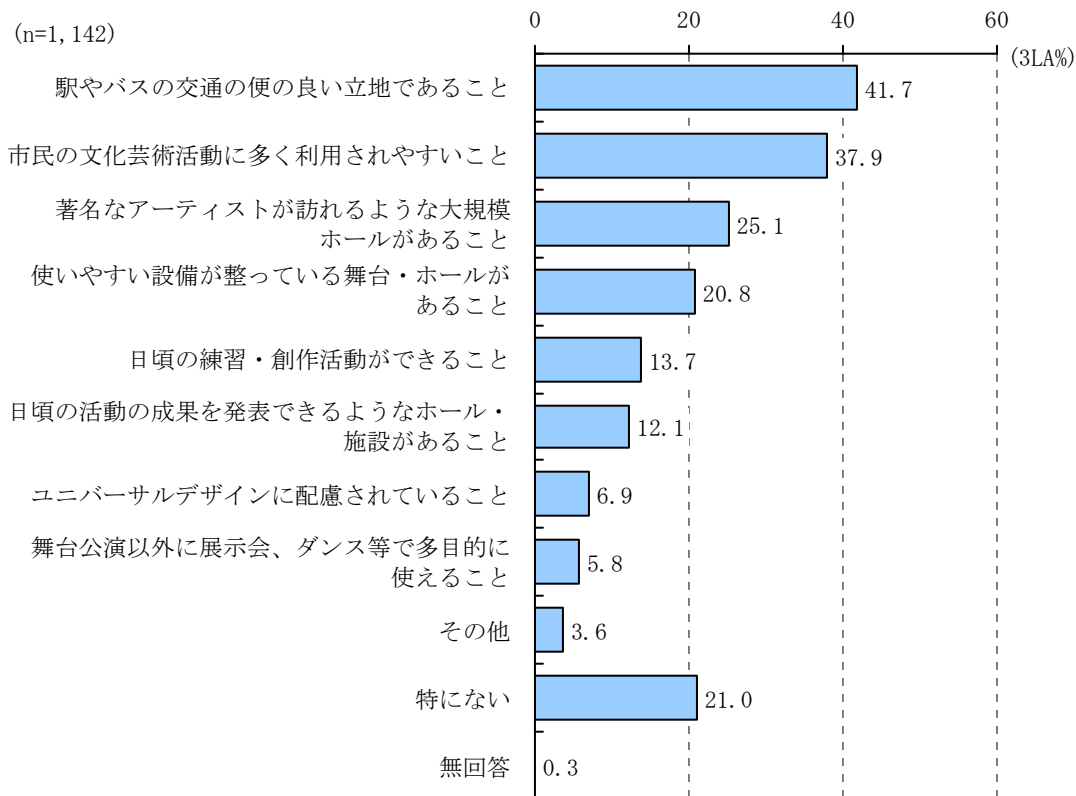
■ (10) 大阪府外の施設



6. 市の文化施設に望むこと

問10 本市の文化施設に、あなたが望むことは何ですか。(回答は3つまで)

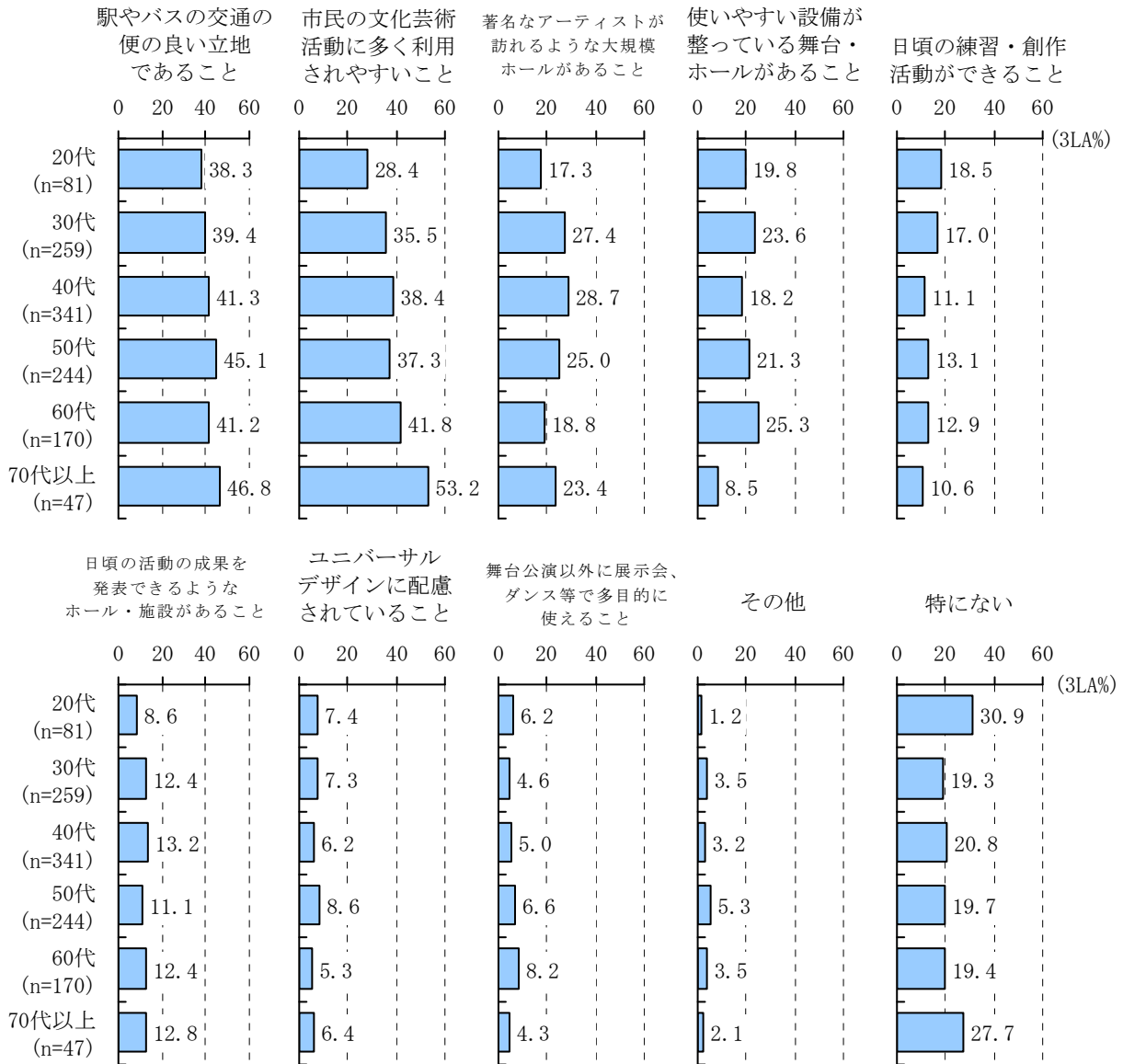
【図表3-6 市の文化施設に望むこと】



市の文化施設に望むことは、「駅やバスの交通の便の良い立地であること」が41.7%で最も多く、次いで「市民の文化芸術活動に多く利用されやすいこと」が37.9%となっている。以下、「著名なアーティストが訪れるような大規模ホールがあること」が25.1%、「使いやすい設備が整っている舞台・ホールがあること」が20.8%となっている。(図表3-6)

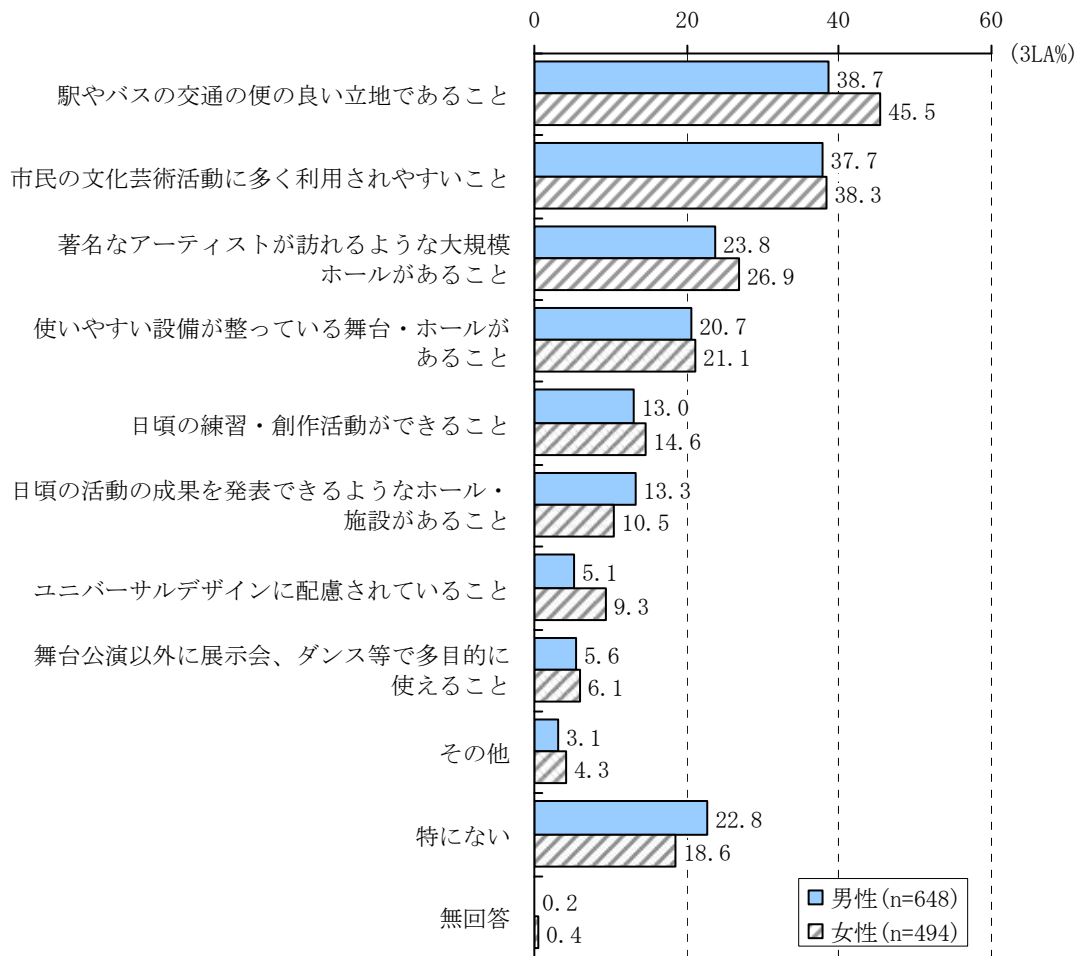
年齢別では、20～50代の各年代は「駅やバスの交通の便の良い立地であること」が最も多くなっている。60代以上の年代では「市民の文化芸術活動に多く利用されやすいこと」が最も多く、70代以上では53.2%となっている。(図表3-6-1)

【図表3-6-1 年齢別 市の文化施設に望むこと】



性別では、男女とも「駅やバスの交通の便の良い立地であること」が最も多く、女性(45.5%)のほうが男性(38.7%)に比べ6.8ポイント高くなっている。(図表3-6-2)

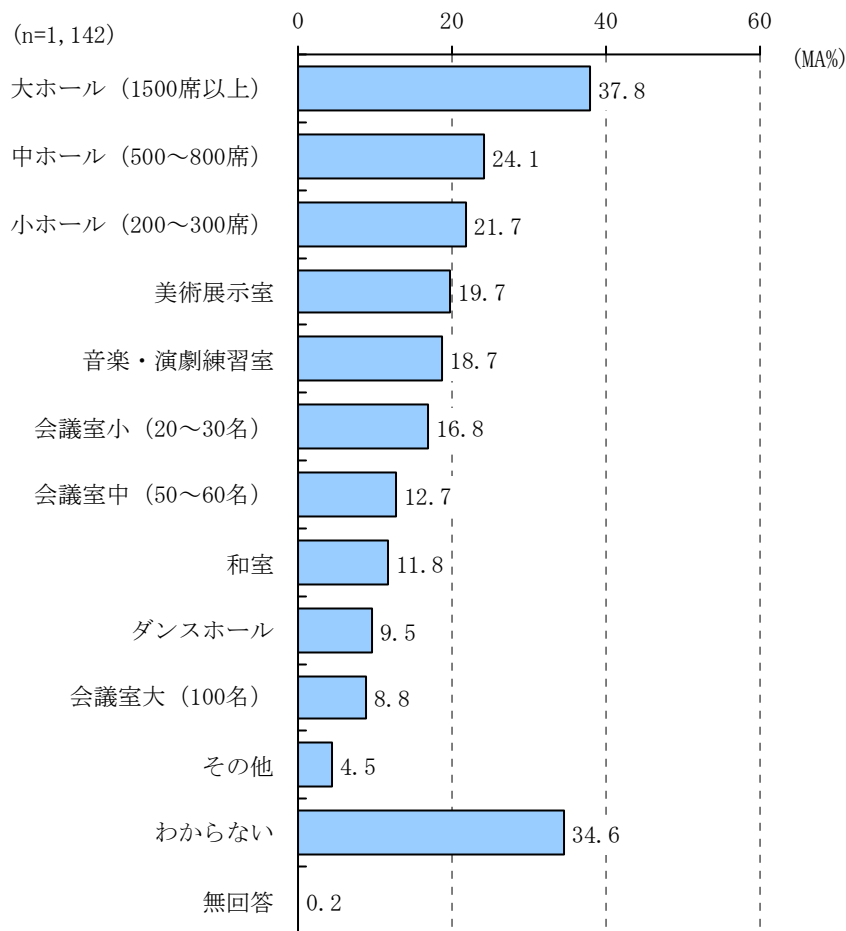
【図表3-6-2 性別 市の文化施設に望むこと】



7. 市民会館を建て替える場合に求める機能

問11 現在、市民会館には下記のような機能がありますが、今後市民会館を建て替えるとすれば、どのような機能があると良いと思われますか。
 現在市内にある他の文化施設も参考にしてお答えください。(回答はいくつでも)

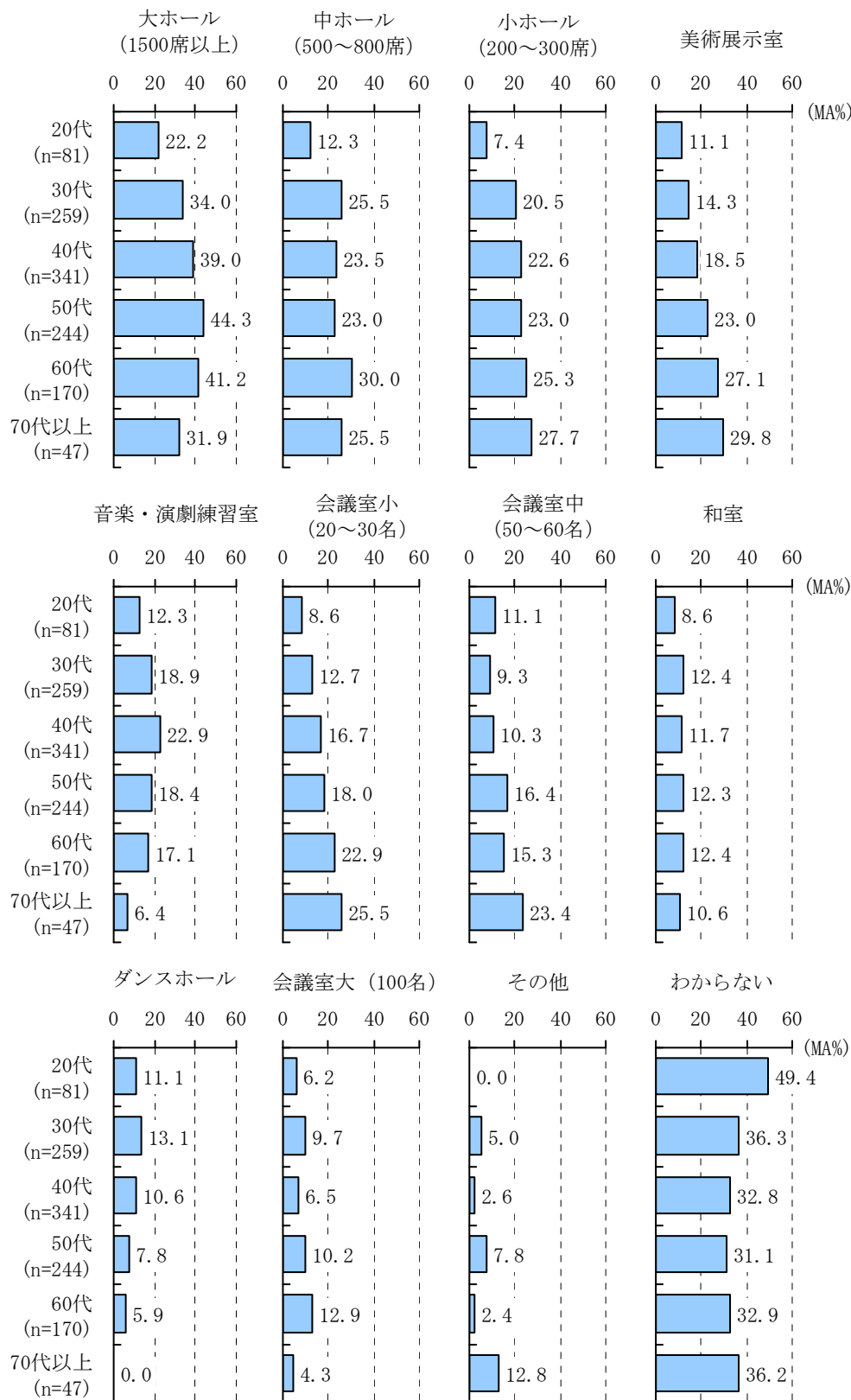
【図表3-7 市民会館を建て替える場合に求める機能】



市民会館を建て替える場合に求める機能は、「大ホール (1500席以上)」が37.8%で最も多くなっている。これに次いで「中ホール (500～800席)」が24.1%、「小ホール (200～300席)」が21.7%で、ホールの拡充を望む声が多い。ホール以外の要望では、「美術展示室」(19.7%)や「音楽・演劇練習室」(18.7%)が多くなっている。(図表3-7)

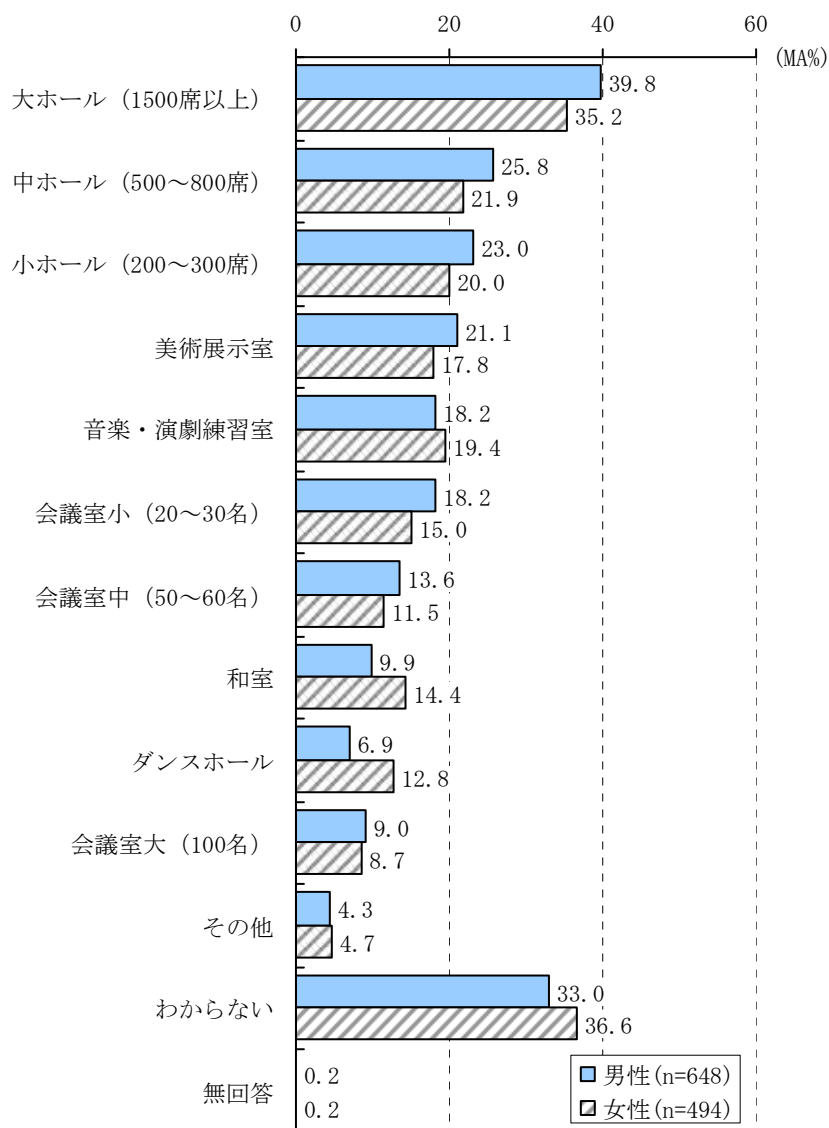
年齢別では、いずれの年代も「大ホール（1500席以上）」が最も多い。また、「美術展示室」と「会議室小（20～30名）」の割合は、年代の上昇とともに高くなっている。「音楽・演劇練習室」の割合は、30～60代で2割前後となっている。（図表3-7-1）

【図表3-7-1 年齢別 市民会館を建て替える場合に求める機能】



性別では、男女とも「大ホール（1500席以上）」が最も多く、男性（39.8%）のほうが女性（35.2%）に比べ4.6ポイント高くなっている。「和室」は女性（14.4%）のほうが男性（9.9%）に比べ4.5ポイント高く、また「ダンスホール」でも女性（12.8%）のほうが男性（6.9%）に比べ5.9ポイント高い。（図表3-7-2）

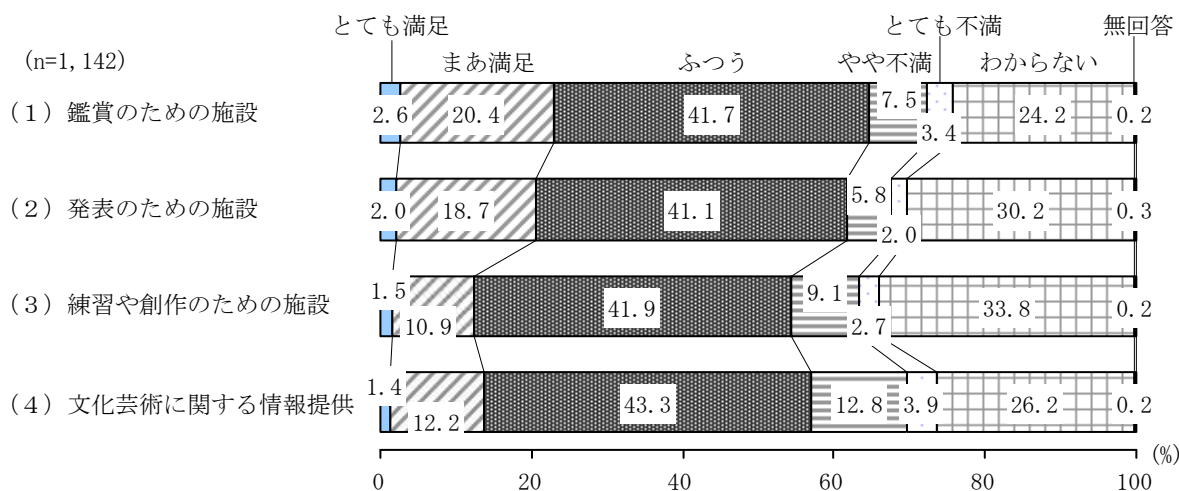
【図表3-7-2 性別 市民会館を建て替える場合に求める機能】



8. 市の文化芸術に関する環境の満足度

問12 本市の現在の文化芸術に関する環境について、どのように感じていますか。次の各項目（1）～（4）について、お答えください。（それぞれ回答は1つずつ）

【図表3-8 市の文化芸術に関する環境の満足度】

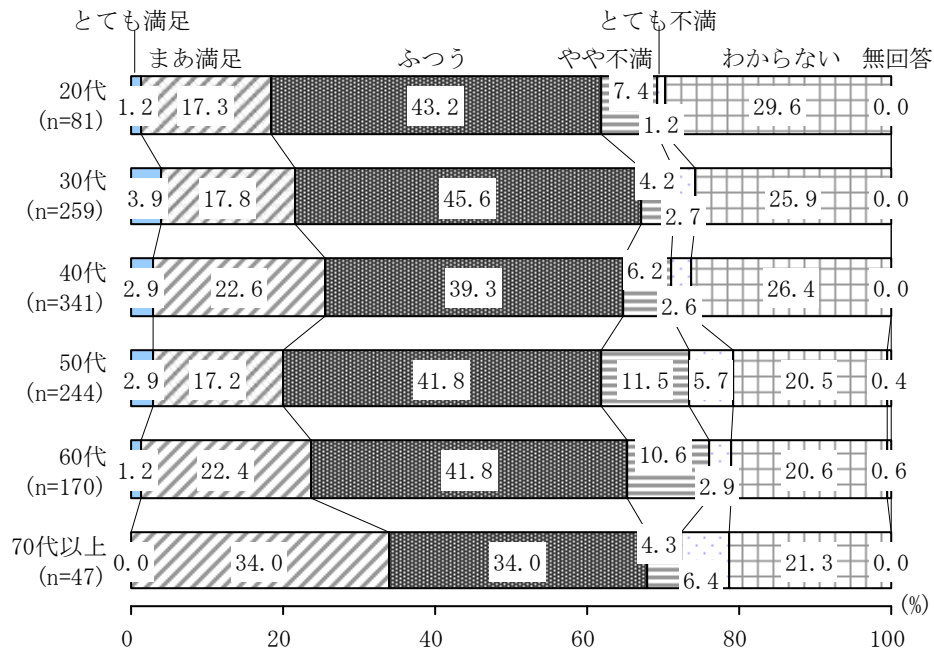


市の文化芸術に関する環境について、いずれの項目も「ふつう」が4割台で最も多くなっている。各項目の『満足（「とても満足」「まあ満足」の計）』の割合は、“（1）鑑賞のための施設”が23.0%で最も高い。これに次いで“（2）発表のための施設”が20.7%で、“（4）文化芸術に関する情報提供”は13.6%、“（3）練習や創作のための施設”は12.4%となっている。“（4）文化芸術に関する情報提供”の場合、『満足』の割合（13.6%）に比べ『不満（「やや不満」「とても不満」の計）』（16.7%）のほうが3.1ポイント多くなっている。（図表3-8）

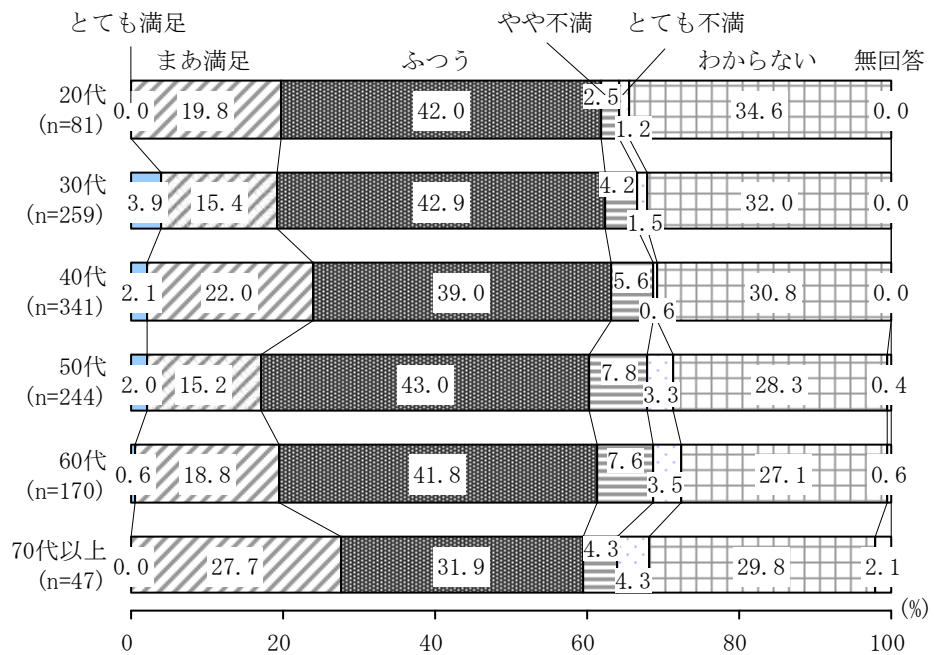
年齢別では、“（1）鑑賞のための施設”の『満足』の割合は、70代以上で34.0%と最も高く、次いで40代が25.5%となっている。“（2）発表のための施設”の『満足』の割合は70代以上が27.7%と最も高く、次いで40代が24.1%となっている。“（3）練習や創作のための施設”の『満足』も70代以上が21.3%と最も高く、次いで40代が14.1%となっているが、50代は『満足』が8.2%に対し、『不満』は16.3%で不満のほうが8.1ポイント高くなっている。“（4）文化芸術に関する情報提供”の『満足』の割合は、60代（17.1%）と70代以上（17.0%）で高く、続いて30代が15.8%となっているが、50代では『満足』は9.8%に対し、『不満』が22.1%で不満のほうが12.3ポイント高い。（図表3-8-1①②）

【図表3-8-1① 年齢別 市の文化芸術に関する環境の満足度】

■ (1) 鑑賞のための施設

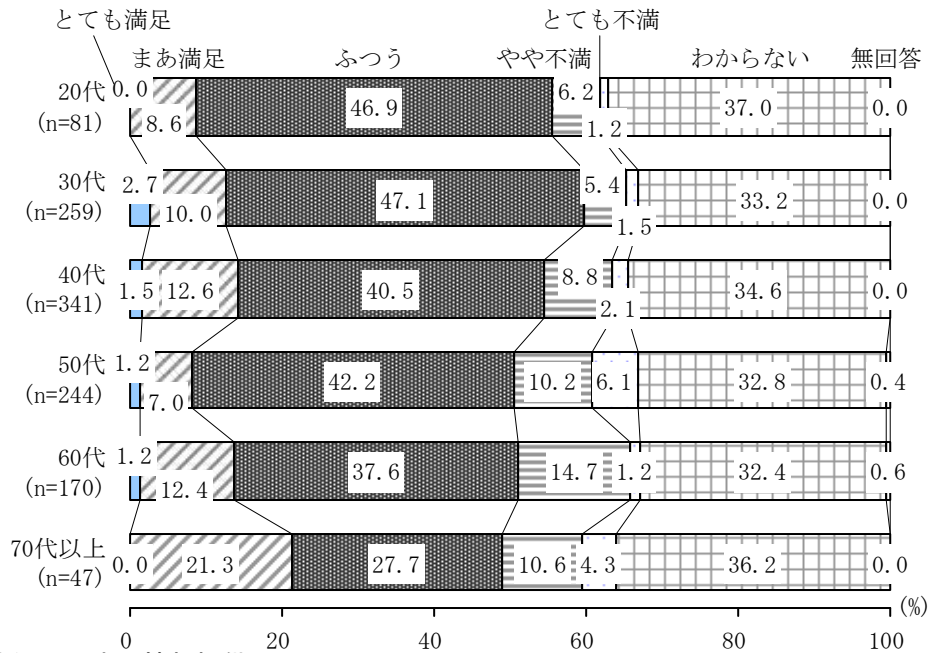


■ (2) 発表のための施設

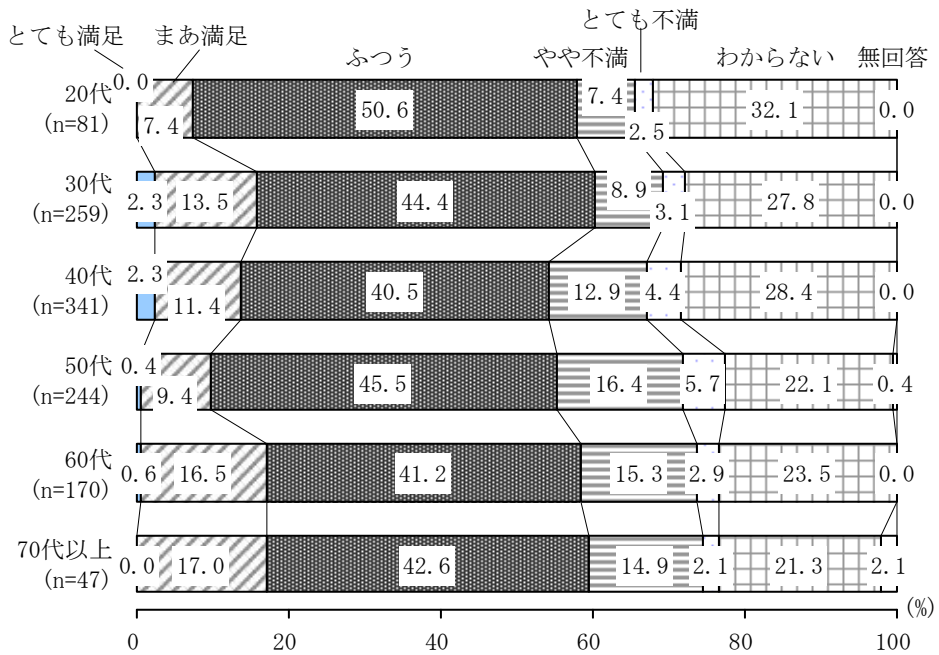


【図表3-8-1② 年齢別 市の文化芸術に関する環境の満足度】

■ (3) 練習や創作のための施設



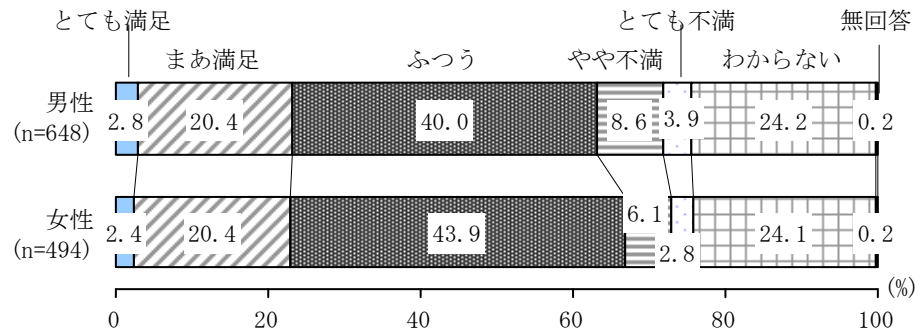
■ (4) 文化芸術に関する情報提供



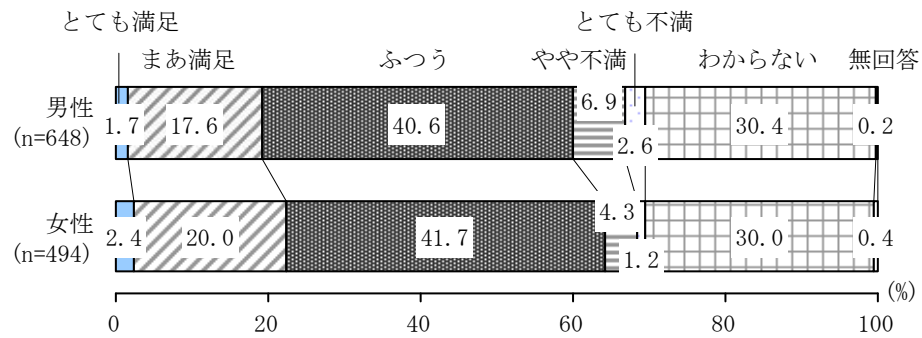
性別でみると、“(1) 鑑賞のための施設”は、男女とも『満足』が2割台を占めている。“(2) 発表のための施設”は、男女とも『満足』が2割前後を占め、女性(22.4%)のほうが男性(19.3%)に比べ3.1ポイント高い。“(3) 練習や創作のための施設”では、『不満』の割合が男性(15.0%)のほうが女性(7.7%)に比べ7.3ポイント高い。“(4) 文化芸術に関する情報提供”では、男女とも『不満』の割合が高く、男性(18.8%)のほうが女性(13.9%)に比べ4.9ポイント高い。(図表3-8-2)

【図表3-8-2 性別 市の文化芸術に関する環境の満足度】

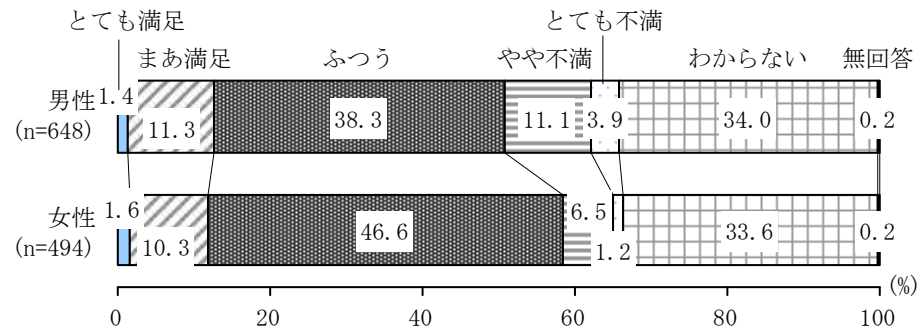
■ (1) 鑑賞のための施設



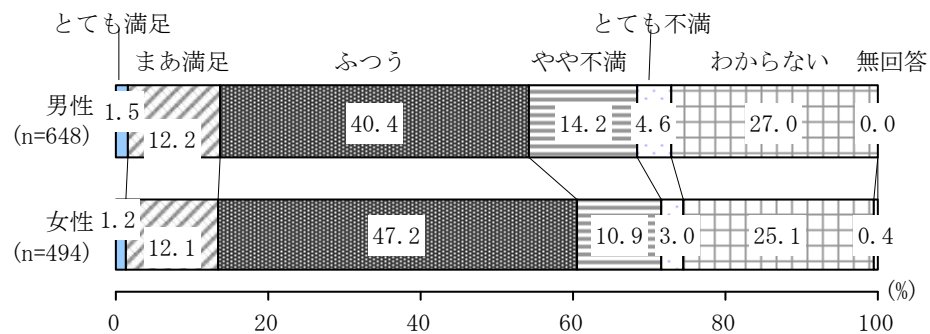
■ (2) 発表のための施設



■ (3) 練習や創作のための施設



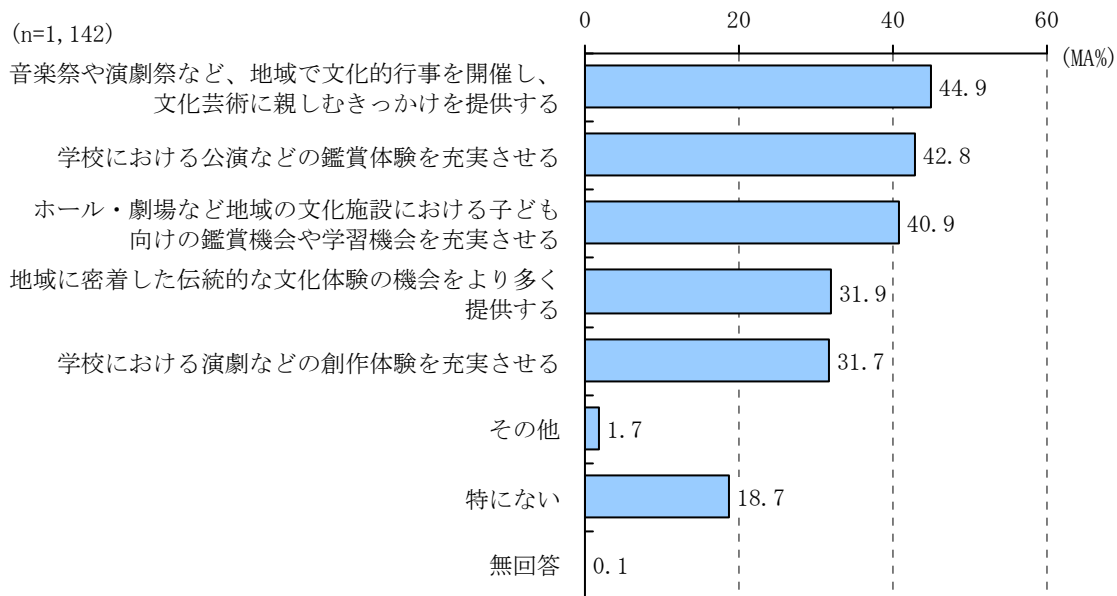
■ (4) 文化芸術に関する情報提供



9. 子どもの文化芸術体験に重要なこと

問13 あなたは、子どもの文化芸術体験には何が重要だと思いますか。(回答はいくつでも)

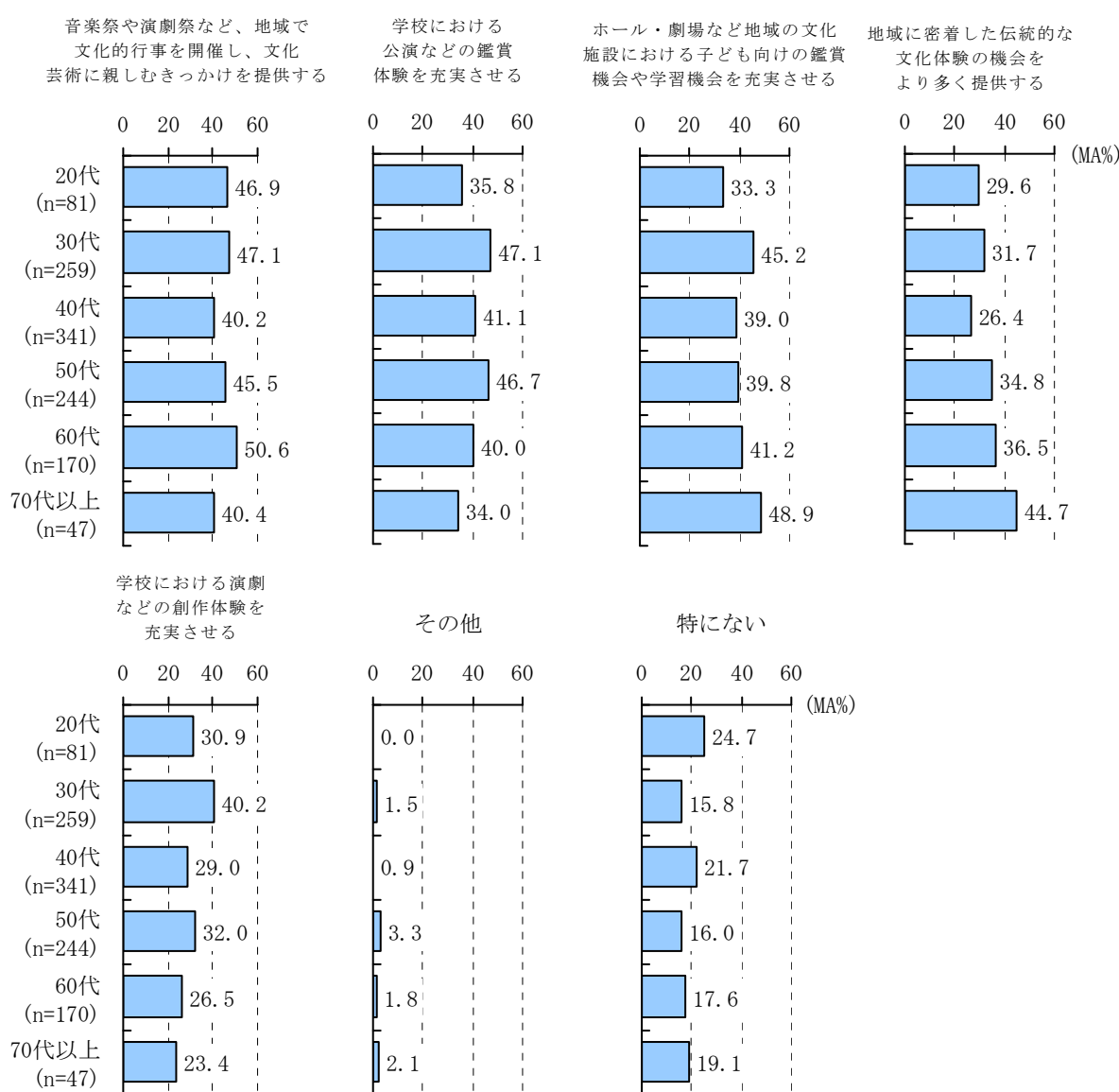
【図表3-9 子ども文化芸術体験に重要なこと】



子どもの文化芸術体験に重要なこととして「音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する」が44.9%で最も多くなっている。これに次いで「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」が42.8%、「ホール・劇場など地域の文化施設における子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」が40.9%となっている。(図表3-9)

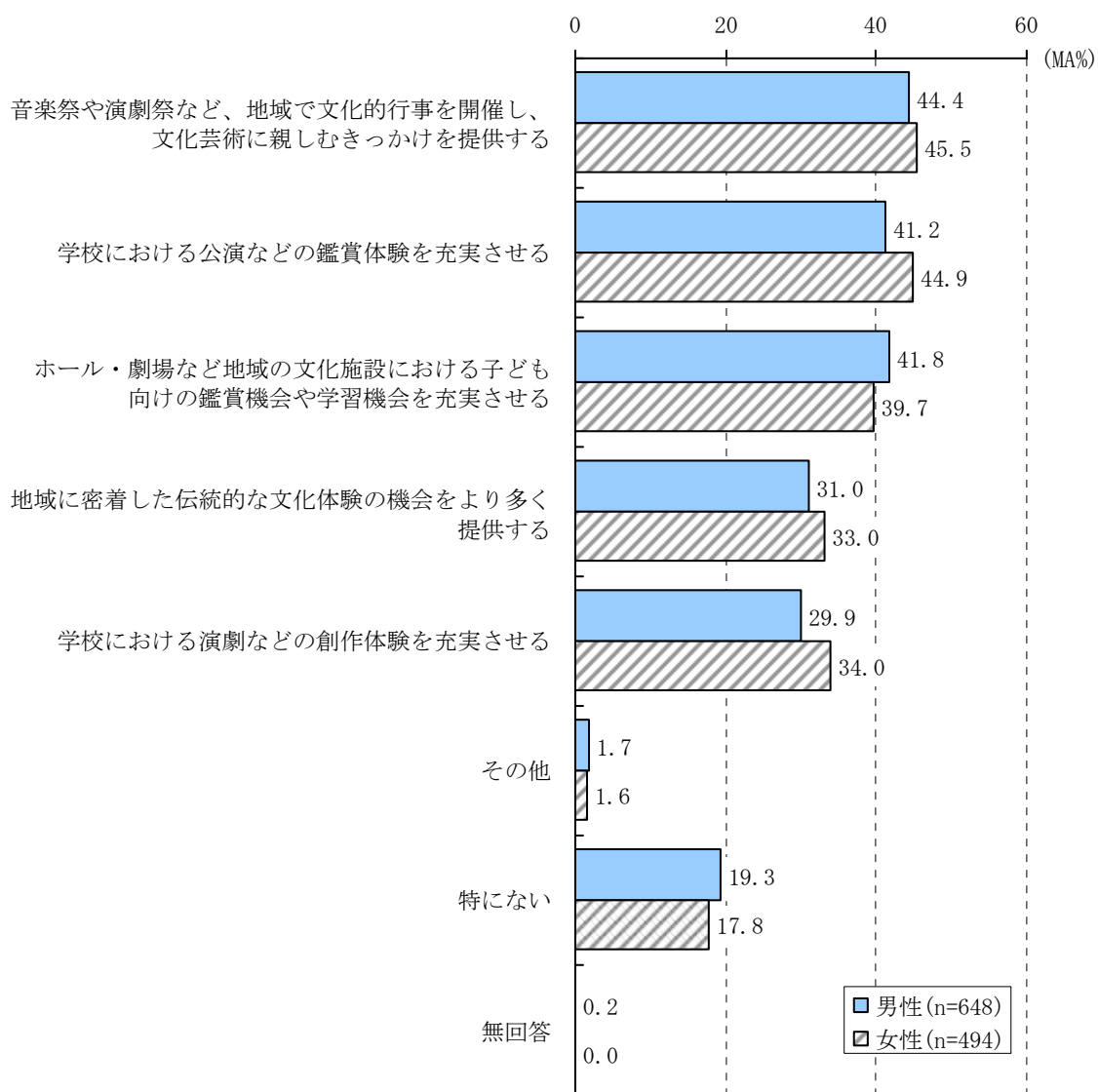
年齢別では、20代は「音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する」が46.9%で最も多くなっている。30代は「音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する」と「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」がともに47.1%で最も多く、また「学校における演劇などの創作体験を充実させる」(40.2%)の割合は他の年代に比べて高くなっている。40～50代は「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」(40代 41.1%、50代 46.7%)が各々最も多くなっている。60代は「音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する」が50.6%で全年齢の中で最も高い。70代以上は「ホール・劇場など地域の文化施設における子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」が48.9%で最も多く、次いで「地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供する」が44.7%と続いている。(図表3-9-1)

【図表3-9-1 年齢別 子どもの文化芸術体験に重要なこと】



性別では、男女とも「音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する」(男性 44.4%、女性 45.5%) が最も多い。これに次いで、男性は「ホール・劇場など地域の文化施設における子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」(41.8%)、女性は「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」(44.9%) が、それぞれ多くなっている。(図表3-9-2)

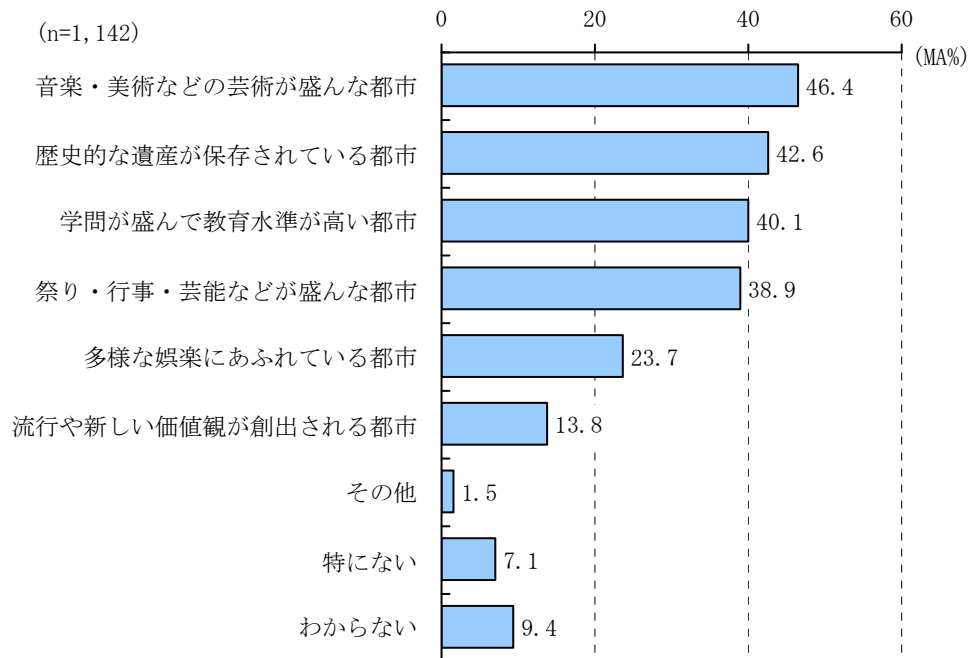
【図表3-9-2 性別 子どもの文化芸術体験に重要なこと】



10. 高槻市において文化・芸術面で求める都市像

問14 高槻市は、文化・芸術の面で、どのような都市になってほしいと思いますか。
(回答はいくつでも)

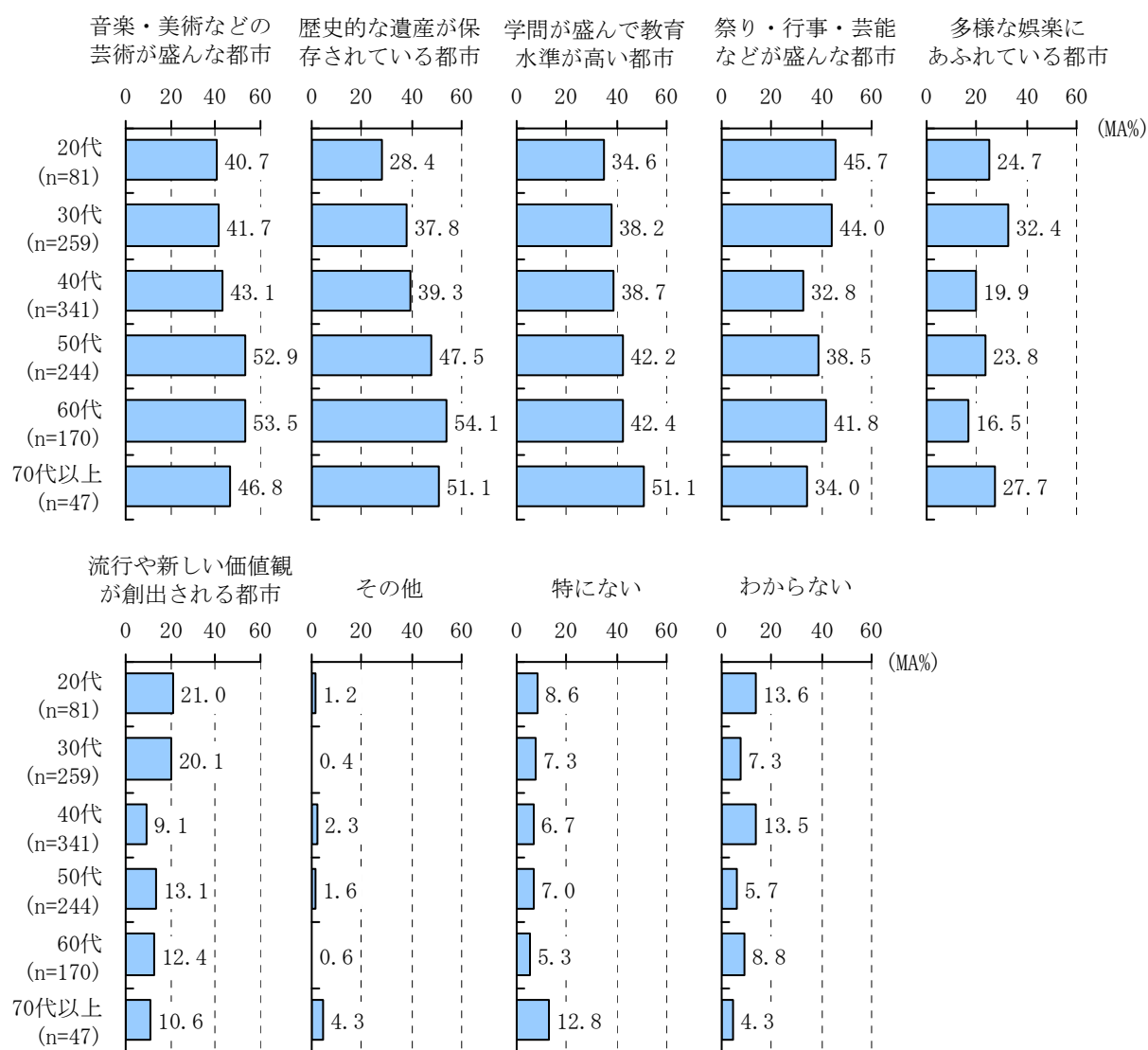
【図表3-10 高槻市において文化・芸術面で求める都市像】



高槻市において文化・芸術面で求める都市像は、「音楽・美術などの芸術が盛んな都市」が46.4%で最も多い。これに次いで「歴史的な遺産が保存されている都市」が42.6%、「学問が盛んで教育水準が高い都市」が40.1%、「祭り・行事・芸能などが盛んな都市」が38.9%となっている。(図表3-10)

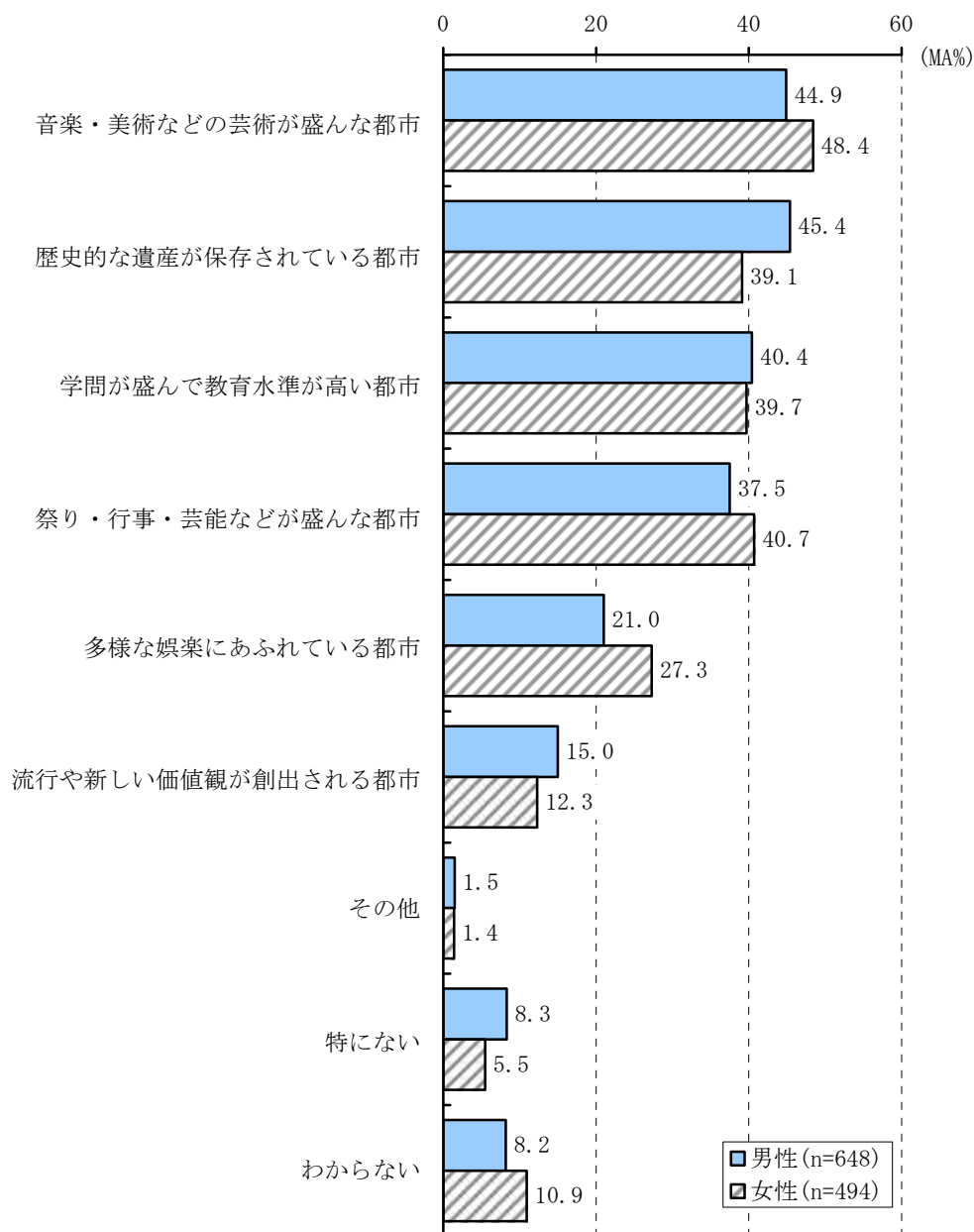
年齢別では、20～30代は「祭り・行事・芸能などが盛んな都市」（20代 45.7%、30代 44.0%）が最も多く、40～50代は「音楽・美術などの芸術が盛んな都市」（40代 43.1%、50代 52.9%）、60代以上では「歴史的な遺産が保存されている都市」（60代 54.1%、70代以上 51.1%）が、それぞれ最も多い。また、70代以上では「学問が盛んで教育水準が高い都市」（51.1%）も多くになっている。（図表3-10-1）

【図表3-10-1 年齢別 高槻市において文化・芸術面で求める都市像】



性別では、男性は「歴史的な遺産が保存されている都市」が45.4%で最も多く、これに次いで「音楽・美術などの芸術が盛んな都市」が44.9%となっている。女性は「音楽・美術などの芸術が盛んな都市」が48.4%で最も多く、次いで「祭り・行事・芸能などが盛んな都市」が40.7%となっている。(図表3-10-2)

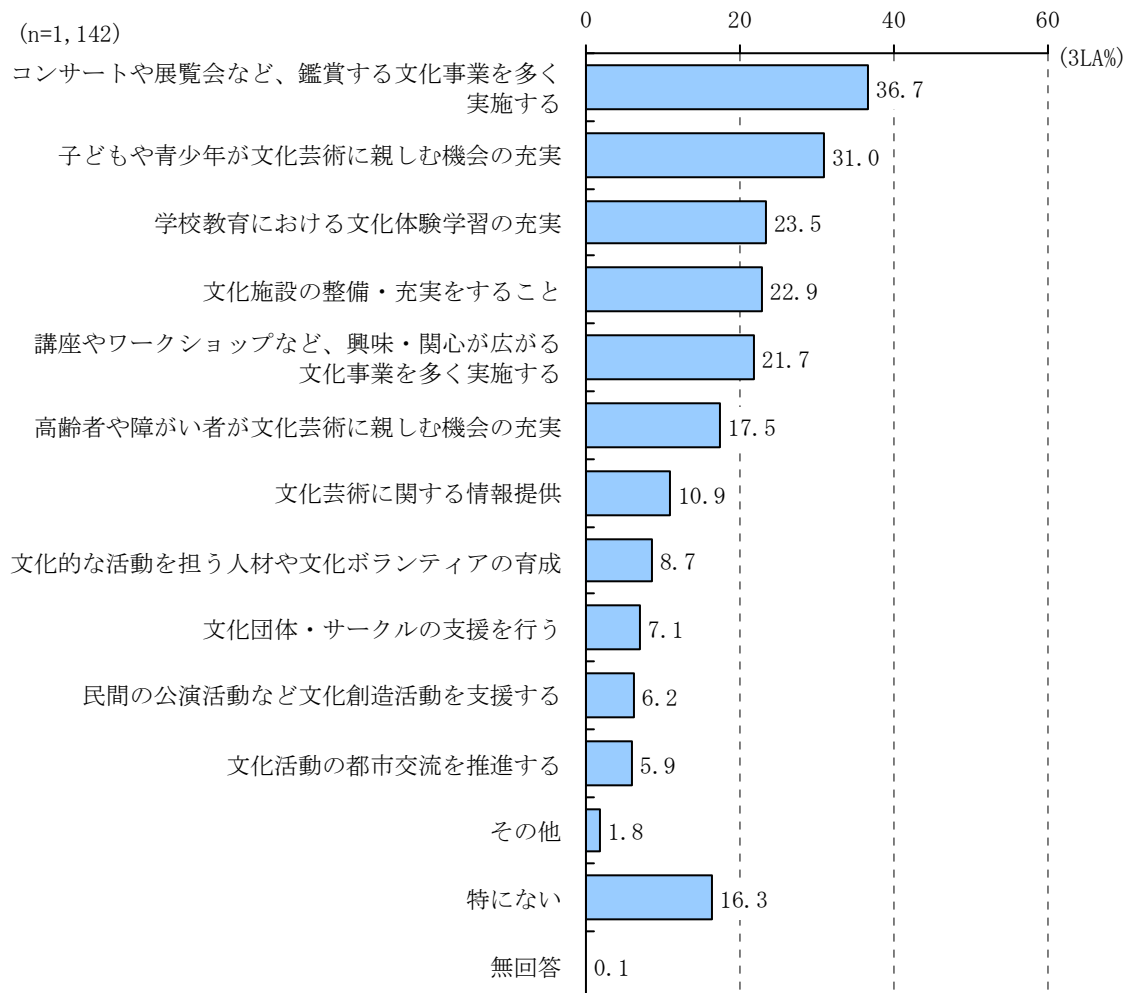
【図表3-10-2 性別 高槻市において文化・芸術面で求める都市像】



11. 文化振興のために市が力を入れるべき施策

問15 文化振興のために、高槻市では今後、どのような施策に力を入れるべきと思いますか。(回答は3つまで)

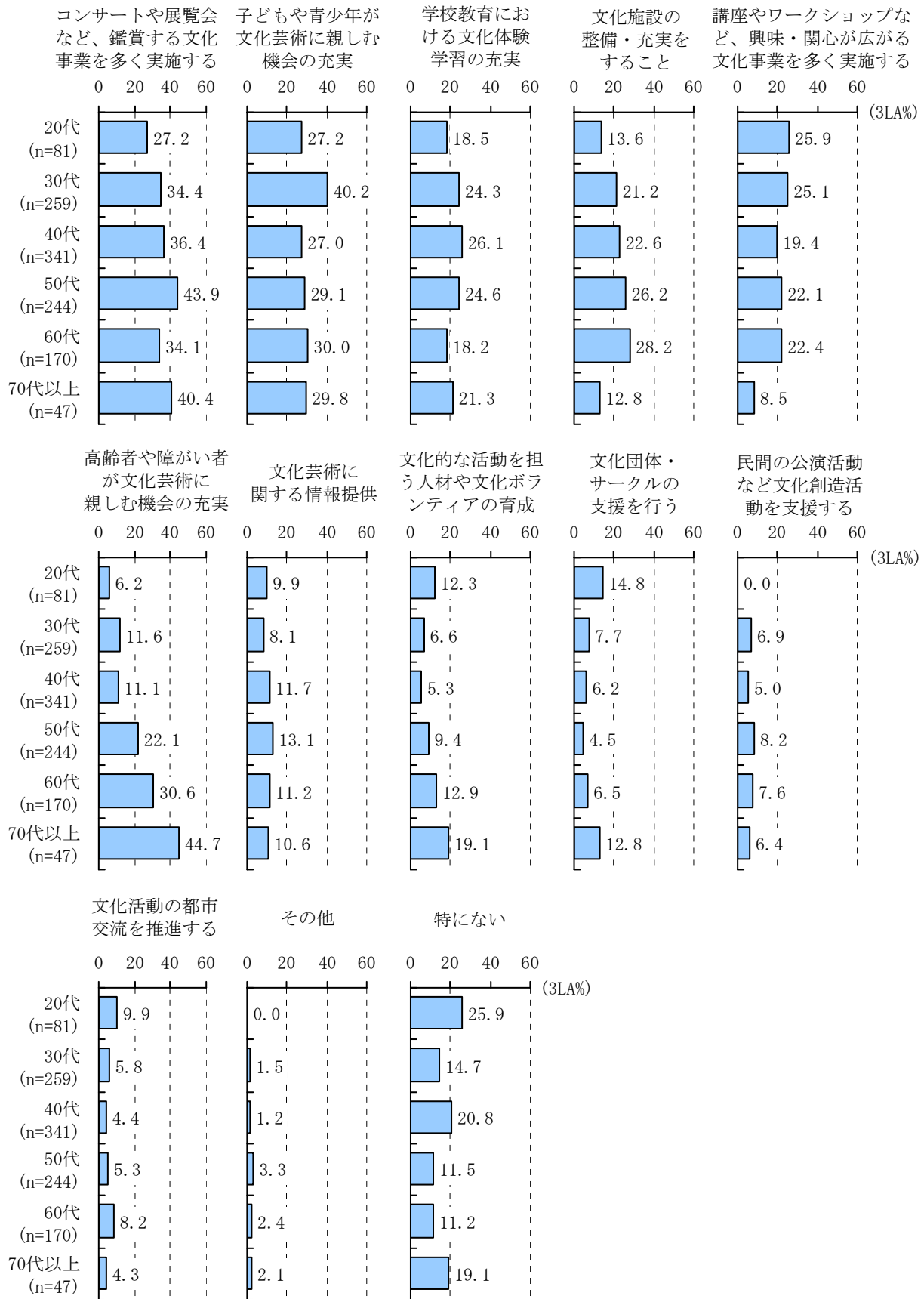
【図表3-11 文化振興のために市が力を入れるべき施策】



文化振興のために力を入れるべき施策では、「コンサートや展覧会など、鑑賞する文化事業を多く実施する」が36.7%で最も多く、次いで「子どもや青少年が文化芸術に親しむ機会の充実」が31.0%、「学校教育における文化体験学習の充実」が23.5%、「文化施設の整備・充実をすること」が22.9%、「講座やワークショップなど、興味・関心が広がる文化事業を多く実施する」が21.7%と続いている。(図表3-11)

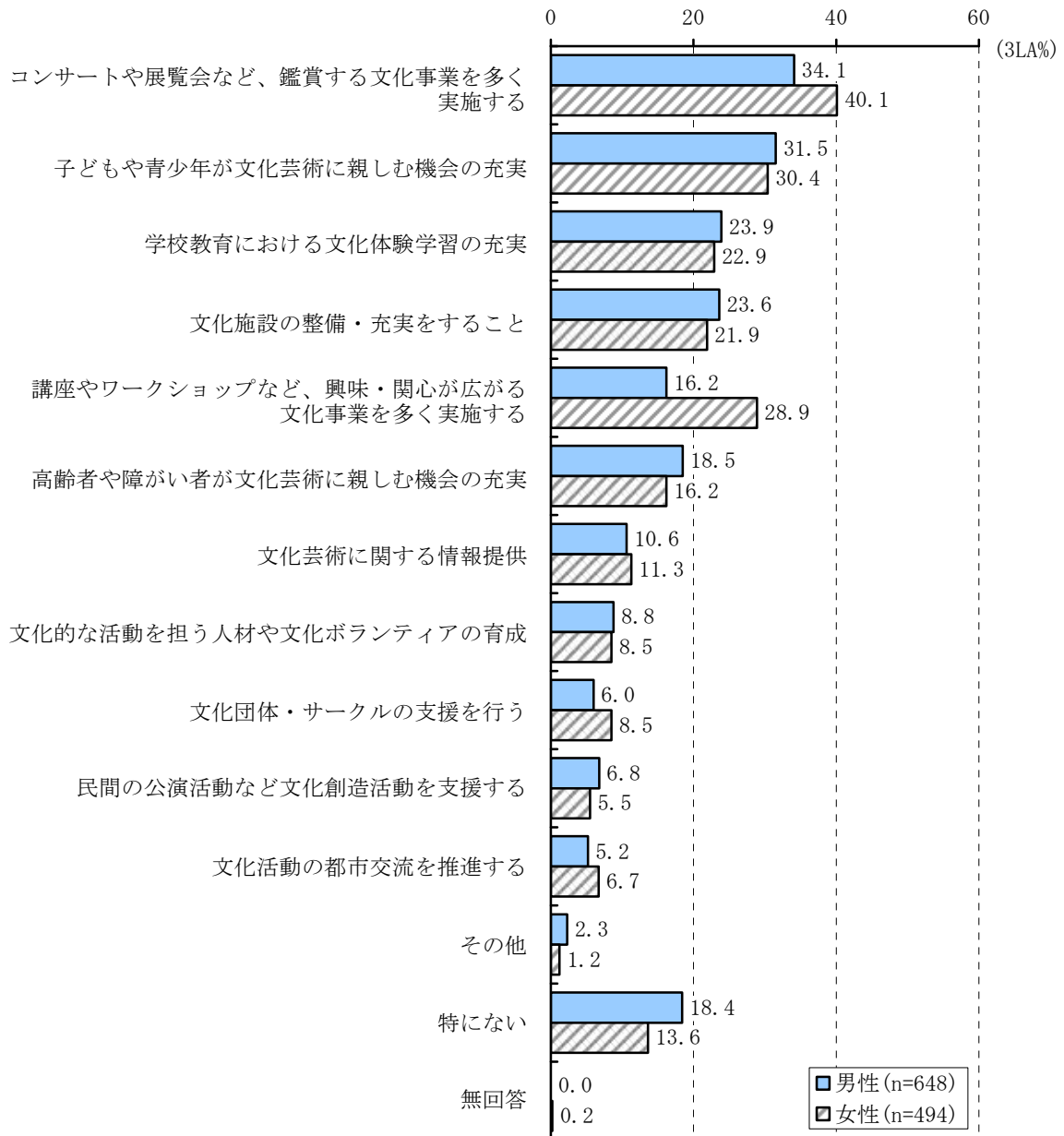
年齢別でみると、20代は「コンサートや展覧会など、鑑賞する文化事業を多く実施する」と「子どもや青少年が文化芸術に親しむ機会の充実」がともに27.2%で最も多くなっている。30代は「子どもや青少年が文化芸術に親しむ機会の充実」(40.2%)、40～60代は「コンサートや展覧会など、鑑賞する文化事業を多く実施する」(40代 36.4%、50代 43.9%、60代 34.1%)が、それぞれ最も多くなっている。70代以上では「高齢者や障がい者が文化芸術に親しむ機会の充実」が44.7%で最も多く、年代が高くなるほど上昇している。(図表3-11-1)

【図表3-11-1 年齢別 文化振興のために市が力を入れるべき施策】



性別では、男女とも「コンサートや展覧会など、鑑賞する文化事業を多く実施する」が最も多く、女性（40.1%）のほうが男性（34.1%）に比べ6.0ポイント高い。また、「講座やワークショップなど、興味・関心が広がる文化事業を多く実施する」は、女性（28.9%）のほうが男性（16.2%）に比べ12.7ポイント高くなっている。（図表3-11-2）

【図表3-11-2 性別 文化振興のために市が力を入れるべき施策】



II-5. 自由意見

市の文化・スポーツ施策に関して自由に意見をお聞きしたところ、517人から回答があり、意見記入件数の合計は延べ 590件となっている。

『文化芸術』に関する意見は延べ計55件の記入があり、そのうち「著名なアーティストを招くために施設の設備を整え、高槻市の活性化を目指す」（8件）が最も多い。

（表5-1）

『文化活動およびスポーツ活動に共通する意見』は延べ計334件の記入があり、そのうち「施設の利用案内など情報提供の充実、イベント案内などの広報促進」（59件）が最も多く、これに次いで「施設の立地が悪く、交通の便が良くない」（33件）、「施設利用やイベント参加の料金を安くしてほしい、無料にしてほしい」（29件）となっている。（表5-3）

【表5-1 文化芸術に関する意見】

内容	件数
著名なアーティストを招くために施設の設備を整え、高槻市の活性化を目指す	8
高槻市は、比較的文化的には力を入れている、ジャズストリートは良い	6
安価で気楽に鑑賞できる展覧会やコンサートの開催	6
図書館の充実（需要の高い本の仕入れ、利用時間の延長、増設など）	5
いろいろな鑑賞・体験ができる施設の充実	4
日本の伝統や高槻市の歴史などについて、子どもに興味を持たせる教育をしてほしい	3
歴史的遺産が充実した環境を整備してほしい	3
音楽文化の普及、文化活動の活発化	2
美術館・博物館の設置	2
市が主催するイベントは労働者が参加できない日時になっている	2
ジャズストリートの見直し	2
その他	12
合計	55

【表5-3 文化活動およびスポーツ活動に共通する意見】

内容	件数
施設の利用案内など情報提供の充実、イベント案内などの広報促進	59
施設の立地が悪く、交通の便が良くない	33
施設利用やイベント参加の料金を安くしてほしい、無料にしてほしい	29
大会・イベントの開催などの積極的な取組み	24
もっと気軽に利用・参加できるようにしてほしい	21
施設の利用申込みの簡素化やシステムの充実（インターネット検索、土日の窓口対応等）	21
新規利用には敷居が高い、特定団体や有力者への優先的配慮をやめる	14
高槻市の文化・スポーツの環境に満足している	13
学校施設の自由開放・有効活用	12
具体的な市の取組みが見えてこない、施策自体知らない	11
親子で遊んだりイベントに参加できる環境をつくってほしい	10
施設の拡充や改装	9
施設の駐車料金が高い、無料化してほしい	9
施設の衛生面やメンテナンスを定期的に整備してほしい	7
駐車場が少ない、駐車場・駐輪場の整備	7
予算の拡充または低コストでの施策	7
子どもが気軽に参加できる環境をつくってほしい	5
高齢者が利用しやすい設備の充実	3
優秀な指導者の育成	3
市民を優先して施設を利用させてほしい	2
市民ボランティアの組織化の促進	2
自由に使える施設がほしい	2
周りに迷惑にならないよう配慮してほしい	2
その他	29
合計	334

【表5-4 その他の意見】

内容	件数
他の施策に取り組んでほしい、税金のムダ使いは止めてほしい	18
その他（各1件）	7
合計	25

文化芸術振興基本法

(平成十三年十二月七日法律第百四十八号)

前文

[第一章 総則\(第一条—第六条\)](#)

[第二章 基本方針\(第七条\)](#)

[第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策\(第八条—第三十五条\)](#)

[附則](#)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受するとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を

行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との間の連携が図られるよう配慮しなけ

ればならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

〔平成 24 年 12 月 19 日
規則 第 61 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高槻市附属機関設置条例（平成 24 年高槻市条例第 36 号）第 5 条の規定に基づき、高槻市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各々 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高槻市文化振興審議会委員名簿

氏名	選出区分
高木 隆太	市議会の議員
上原 恵美	学識経験のある者
上道 小太郎	学識経験のある者
中川 幾郎	学識経験のある者
中村 泰士	学識経験のある者
山下 里加	学識経験のある者
伊良皆 陽子	関係団体を代表する者
国久 昌弘	関係団体を代表する者
宮原 保男	関係団体を代表する者
杉田 由紀子	その他市長が適当と認める者 (市民公募委員)

高市文第419号

平成25年6月7日

高槻市文化振興審議会

会長 上原 恵美 様

高槻市長 濱田 剛史

高槻市文化振興ビジョンについて（諮問）

本市では、これまで平成23年に策定した高槻市総合戦略プランの目指す都市像のひとつとして「行き交う人々でにぎわう魅力あるまち」を掲げ、市民の余暇を楽しめる基盤形成を図るなど、文化芸術の振興をはかってきました。

これまでの取り組みの成果を活かしつつ、本市の特性をより活かした文化芸術の振興をしていくため、高槻市文化振興ビジョンの策定について、貴審議会の意見を求めます。

平成25年11月14日

高槻市長

濱田 剛史 様

高槻市文化振興審議会

会長 上原 恵美

高槻市文化振興ビジョンについて（答申）

平成25年6月7日付け高市文第419号で諮問のあった高槻市文化振興ビジョンについて、審議を重ねてまいりました結果、別添のとおり結論に達しましたので、答申します。

今後、少子高齢化がさらに進み、地域や経済に大きな変化をもたらすことが予想されます。また、地方分権のより一層の進展により、地方都市においては自立した個性あるまちづくりが求められます。

地域の活性化とは、そこに住む人々が元気にいきいきと暮らすことです。文化は、市民が元気に、人生を豊かに生きるためになくしてはならないものです。そして、文化は、個性豊かなまちづくりを進める都市にとっての基盤であり、産業や経済面など幅広い分野へ効果をもたらすものでもあります。

そのため、文化振興審議会においては、委員一人一人が文化の重要性を念頭に置き、文化芸術振興基本法の趣旨や、文化が市民やまちづくりへもたらす効果を踏まえ、市民の視点あるいは専門的な見地から、慎重に審議を重ねてきました。

その結果、本審議会としての結論を、別添の高槻市文化振興ビジョン(審議会案)としてまとめました。高槻市文化振興ビジョン(審議会案)に記載の内容及び下記の事項を尊重し、高槻市文化振興ビジョンの策定、推進を図られるようお願いいたします。

記

- 1 高槻市文化振興ビジョンに基づき、実施計画を策定し、施策の計画的な実施と適切な進行管理を行い、目指すべき姿の実現に向けて取り組むこと。
- 2 高槻市文化振興ビジョンが、市民にとってより分かりやすいものとなるよう配慮するとともに、高槻市文化振興ビジョンの周知に努めること。

策定の経過

年月	審議会	検討委員会	幹事会
平成25年 5月	—	5/28 第1回 ・(仮称)高槻市文化振興ビジ ョンの策定について	5/28 第1回 ・幹事長、副幹事長の選出につ いて ・(仮称)高槻市文化振興ビジ ョンの策定について
6月	6/7 第1回 ・(仮称)高槻市文化振興ビジョ ンの策定について(諮問)	—	6/28 第2回 ・(仮称)高槻市文化振興ビジ ョンの策定について
7月	7/12 第2回 ・(仮称)高槻市文化振興ビジョ ンについて	—	—
8月	8/27 第3回 ・(仮称)高槻市文化振興ビジョ ンについて	8/20 第2回 ・(仮称)高槻市文化振興ビジ ョンについて	8/6 第3回 ・(仮称)高槻市文化振興ビジ ョンについて
9月	—	—	9/30 第4回 ・(仮称)高槻市文化振興ビジ ョンについて
10月	10/17 第4回 ・(仮称)高槻市文化振興ビジョ ンについて	—	—
11月	11/5 第5回 ・(仮称)高槻市文化振興ビジョ ンについて	—	—
	11/14 ・答申について	11/19 第3回 ・高槻市文化振興審議会からの 答申について ・高槻市文化振興ビジョン(素 案)について	11/15 第5回 ・高槻市文化振興審議会からの 答申について ・高槻市文化振興ビジョン(素 案)について
平成26年 1月	—	—	1/30 第6回 ・高槻市文化振興ビジョン(素 案)に対するパブリックコメ ントの結果について
2月	—	2/4 第4回 ・高槻市文化振興ビジョン(素 案)に対するパブリックコメ ントの実施結果について	—

高槻市文化振興ビジョン検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 高槻市の文化振興の方向性を明らかにする高槻市文化振興ビジョンについて検討するため、高槻市文化振興ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 高槻市文化振興ビジョンの策定に関する総合的な企画及び調整に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各々1人を置き、委員長は市民生活部担当副市長、副委員長は他の副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、委員会の事務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 委員会の所掌事務について検討調整し、立案させるため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者及び委員長が指名する関係職員（以下、「幹事」という。）をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。
- 4 幹事長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(説明等の聴取)

第5条 委員会及び幹事会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会及び幹事会の事務局は、市民生活部文化スポーツ振興課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月17日から施行する。

(別表 1)

副市長
政策財政部長
市民生活部長
健康福祉部長
子ども未来部長
都市創造部長
産業環境部長
教育管理部長
教育指導部長

(別表 2)

部名	職名
政策財政部	政策推進室長の指名する職員
市民生活部	文化スポーツ振興課長 コミュニティ推進室長の指名する職員
健康福祉部	長寿生きがい課長 障がい福祉課長
子ども未来部	子ども育成課長
都市創造部	都市づくり推進課長
産業環境部	産業振興課長
教育委員会教育管理部	文化財課長 城内公民館長 中央図書館長
教育委員会教育指導部	教育指導課長